

新大綱策定会議（第16回）

議事録

日 時 平成24年3月29日（木）9：00～12：15  
場 所 東海大学校友会館 阿蘇・朝日の間  
議 題

1. 原子力と地域社会の共生について
2. エネルギーミックスの選択肢について
3. 核燃料サイクルに関する検討状況について
4. 原子力発電に係る論点整理について
5. その他

配付資料：

- 資料第1号 原子力発電所と地域経済を考える
- 資料第2-1号 総合資源エネルギー調査会 基本問題委員会の議論の経緯
- 資料第2-2号 エネルギーミックスの選択肢に関する整理（案）
- 資料第3-1号 第2ステップに向けて指摘された重要課題
- 資料第3-2号 第3ステップ評価の条件について
- 資料第4-1号 原子力発電のあり方に応じた今後の重要政策課題の整理（案）
- 資料第4-2号 原子力発電のあり方に応じた今後の重要政策課題の整理（案）  
（見え消し版）
- 資料第5号 新大綱策定会議メンバーからの提出資料

参考資料第1号 国民の皆様から寄せられたご意見

（期間：平成24年3月8日～平成24年3月21日）

参考資料第2号 原子力委員会 東京電力（株）福島第一原子力発電所における中長期措置  
についてご意見を聞く会 結果概要（速報版）

午前 9時00分開会

○近藤議長 皆さん、おはようございます。朝早くからご出席を賜りましてありがとうございます。

定刻になりましたので、新大綱策定会議の第16回を開催させていただきます。

本日は、大橋委員、中西委員、羽生委員、山口委員が所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。なお、田中明彦委員におかれましては、ご本人より退任の申し出がございましたので、3月27日付で専門委員を退任され、したがってこの会議の委員を外れるということでございますので、ご報告を申し上げます。

本日の議題は、お手元の議事次第にありますように、1つが、原子力と地域社会の関係について、2つが、エネルギーミックスの選択肢について、そして3つが核燃料サイクルに関する検討状況について、そして原子力発電にかかる論点整理についてと、5つがその他ということで、主としては4つの議題を用意してございます。ちょっと時間がタイトになるかもしれませんがよろしくお願いたします。

では、最初に、議事に入ります前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○吉野企画官 それでは、お手元にお配りいたしました配付資料について確認させていただきます。

資料第1号といたしまして、原子力発電と地域経済を考えると題したものでございます。資料第2-1、2-2と題しまして、総合資源エネルギー調査会 基本問題委員会の資料でございまして、議論の経緯と題したものと、エネルギーミックスの選択肢に関する整理と題したものでございます。資料第3-1、3-1と題しまして、技術検討小委員会の第2ステップに向けて指摘された重要課題と第3ステップ評価の条件についてと題した資料でございます。資料第4-1号、4-2号と題しまして、毎回お配りしております重要政策課題の整理（案）でございまして、清書バージョンと見え消しバージョンでございます。資料第5号といたしまして、新大綱策定会議メンバーからのご提出していただきました資料を綴じたものでございます。そのほか、参考資料第1号といたしまして、メインテーブルのみでございしますが、国民の皆様から寄せられたご意見を配付させていただいております。最後、参考資料第2号でございすけれども、原子力委員会で先日、福島第一原子力発電所における中長期措置について御意見を聞く会を福島県郡山で開催したその結果概要の速報版をお配りしているものでございます。加えて青いドッチファイルに参考資料を綴じたものをメインテーブルに置かせていただいております。落丁、乱丁等ございましたら、事務局のほうまでご連絡いただければ幸いです。

以上でございます。

○近藤議長 よろしゅうございますか。

それでは、最初の議題は、原子力と地域社会の共生についてでございます。この会議でも何回か原子力と地域社会の関係、地方公共団体との関係についてご発言、ご意見、ご議論をいただいているところでございますので、今日は、東京大学公共政策大学院の森田教授にお越しいただきまして、先生から原子力と地域社会の関わり方についてご所見を賜って、ご議論を進めたいと考えました。先生には、年度末の大変お忙しいところ、お時間を割いてご出席を賜りまして誠にありがとうございます。先生、よろしく願いいたします。

○森田教授 おはようございます。ただいまご紹介いただきました東京大学の森田でございます。東京大学はこの年度末で退職いたしますので、今は、この肩書ではございますけれども。

本日は、原子力と地域社会の共生についてということでお話をさせていただきますが、最初に少し私自身自己紹介と言いますか、どういう立場でお話をするかということをお願いさせていただきます。

私自身専攻しておりますのは行政学という学問でして、これまでお役所の行政組織、公務員制度、そういうことを研究してまいりましたし、公共政策ということで大学院の教育も研究も公共政策全般に関することを行ってまいりました。さらには地方分権改革等に若干係わったこともございまして、地方行政についても研究してきたわけでございます。最近では、専ら中央社会保険医療協議会の会長を仰せつかっておりますので、医療政策、社会保障政策に研究の中心を移しております。

そういう私がなぜこのテーマについてお話をすることになったかと申しますと、数年前に地方財政の観点からこの原子力発電所の立地地域につきまして調べたことがございまして、そのときの研究を目に止められて、こういうご依頼があったのではないかと理解しております。ただ、私自身はそれ以後はこのテーマについて取り組んでいるわけでは必ずしもございませんので、最新の研究、状況については十分に把握しているという自信はございません。また、今日は時間が限られておりますので、議論の大枠と言いましょか、そうした話しをさせていただくということでお許しいただきたいと思っております。

このテーマにつきましては、さまざまな観点からさまざまなご意見があると理解しております。したがって今日、申し上げますことは、可能な限り中立的な観点から問題と言いましょか、どういう状況になっているかということについてお話をさせていただきたいと思っております。

今日、お話をいたしますのは、大ざっぱに申し上げまして、まず日本の地方自治体、地方の状況がどうなっているかということについて概観した後で、この原子力発電所の立地地域に対する交付金の制度、それがどういうものであるか。そして、最終的にそれがどのような意味を持っているかということについてお話をさせていただきたいと思います。まず、最初は、お手元の資料をごらんになっていただきたいと思いますが、1枚目ですけれども、これは改めて申し上げるまでもないことかと思いますが、簡単に申し上げますけれども、我が国の場合には、少子高齢化、人口減少が進んでまいりまして、特に農村部におきましては、大変財政的には厳しい状況にあるということは申し上げるまでもないと思います。

それぞれの地方公共団体、地方自治体が自立してその地方の自治を行っていくためには一定の自主的な財源が必要なわけがございますけれども、現実の問題といたしまして、自分たちのところでやる行政に必要な財源を自ら調達できるということは我が国の場合、極めて例外と言ってもいいくらい少なく、多くのところは国からの財政移転に依存している状態でございます。その原因と言いますのは、やはり地域間にかなり経済力に格差があるわけございまして、これは我が国の高度成長のときに都市に集中させて都市を発展させることによって、地方を支えてきた。その再配分のメカニズムによって我が国が発展してきたわけですが、それがここ20年ぐらいですけれども、そのメカニズムが機能しなくなっているということかと思えます。

しかしながら、都市から地方への再配分というものは行われているわけですし、それによって地方の行政が支えられていると考えられます。もちろん、これは地域によっていろいろと状況が違いますけれども、長期的な傾向としまして、高齢化と人口減少が進んでいく場合に、現状のままでは多くの地域の社会水準、生活水準ということを維持していくことはこれから大変厳しくなってくるのではないかと思われます。

そこで10年ぐらい前ですけれども、市町村合併を推進することによって、いくなれば社会的な機能の集約化を図る。そうすることによって、行政サービスの効率性を高める、それによって水準の維持を図ろうという動きもあったわけでございます。もちろん、市町村合併だけが唯一の方法ではありませんけれども、いずれにしてもそうした集約化によって、地域社会というものの維持していくということが考えられたわけですが、現実にはなかなかそれもうまくいかない状態でございます。

現在、今回の震災の被災地域もそうですけれども、これは増田先生がよくご存じのところだと思いますけれども、大変厳しい状態でございます、もちろん地方に権限を以上する地方分

権ということも非常に重要なことではございますけれども、現状としましては、多くの自治体におきましては、地域におけるミニマムの行政サービスを支えていくための財源というものをどのようにして確保していくか。そういう状況にあるというふうに私は理解しております。

そこで、少し話は変わりますが、原子力の交付金のほうの話に入りたいと思います。この基になっておりますのが、電源三法といわれる3つの法律でございまして、電源開発促進税法、特別会計に関する法律と発電用施設周辺地域整備法という法律、これを電源三法と言っているわけですが、この法律が制定されましたのは昭和49年、1974年でございます。どういう背景の下にこの法律が成立されたかというのが3ページをごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、当時は非常に高度成長のさなかでございまして、成長率が非常に多い。現在のアジアの途上国に見られますように、電力に対する需要というものが急速に高まっている状況でございまして、それに対して、電力の供給が追いつかないという状況だったわけです。電力の供給を増やしていくためには、大幅に発電能力を高めなければいけないわけですが、そのさなか、1973年にオイルショックが起こったわけでもございまして、いわば安い石油に依存する形で発電量を増やしていくという政策に限界が来て、そこでどうやって電源を多様化していくか。そうした形での政策の転換を迫られたというふうに、立法の趣旨、その説明書には書かれているわけでございます。

そうした形で、発電所を増やすということにしましたけれども、ここで申し上げるまでもないと思っておりますけれども、原子力発電所に限らず、発電所をつくるという場合には、用地の確保から始まりまして、場所の選定から始まって、大変時間もかかるわけでもございまして、それがなかなかうまくいかない。それを何とかもう少しスピードアップする方策が必要だという事情の下にこの法律がつくられたというふうに立法の趣旨について述べた文献には書かれているわけでございます。

そのときに電源開発をするために何が障害になっているかというときに、この立法趣旨を書いた文献には2つ書かれておまして、1つは、電源の立地に伴う公害、安全性確保、そうしたいろいろと地域社会にとっての負の影響が出てくる。これに対して、住民の方が不安を持っていて、これがなかなか地元の同意を得られないということと、もう1つは、発電所は非常に巨大な施設ですけれども、今から思えば、全く比較の基準が違いますけれども、当時の高度成長期の重厚長大型の産業の場合と比べますと、雇用効果、あるいは経済の波及効果というものが限られている。それにしてもそうした都市の住民の方のために電力を発電するにもかかわらず、自分たちのところに得られる経済的な恩恵が必ずしも大きくない。そうした理解があった

というふうに書かれております。ここでは公害の影響、特に火力発電所の場合のばい煙、大気汚染の問題がかなり書かれておりますけれども、原子力発電所の安全、リスクの問題についてはそれほど大きく取り上げられていると読めませんでした。

そうした法律の下、電源地域の振興を図るという形で制度がつくられましたけれども、それがどういう形で財政的な意味で、影響を与えたかと言いますと、当時の受け入れた地方自治体に対しましては、まさにこの三法に基づくところの交付金、それと当然のことながら発電所が立地されることによって増えます固定資産税、人口が増えることによって、従業員、関連企業の方が増えるわけですから、住民税も増えてまいります。それ以外に原子力発電所にかかる地方税という形で法定外税という形で核燃料税、そうした類の税収というものが地方として上がってくる。さらに当然のことですけれども、発電所建設によって雇用が創出されることになり、関連企業も入ってくる。そうした形でさまざまな地域振興の効果があるわけでございますし、さらに昨今、メディアで報道されているところによりますと、電力会社からの寄付その他といったものもあったとあるそうでございます。

次に移りますけれども、今、言いましたように3つの法律がつくられました。この法律の趣旨はどういうことかと言いますと、特に、原子力に限って申し上げますと、電源開発促進税法の場合には、そこにも書きましたけれども、一般電気事業者の販売電気に対して電源開発促進税という形で、最終的に消費者に負荷、転嫁する。そしてそれをベースにして交付金を配付するということですが、その交付金の中身は右側のリストにあるとおりでございます。いちいち説明いたしませんけれども、一番上に大きく書いてあります電源立地地域対策交付金、これは以前はもう少し細かく分かれていたようですけれども、平成15年に統合されてそのかわりどういう使途でこれを使うかという使い道その他については地方の判断、裁量にかなり委ねられるようになったというふう聞いております。

そして、金額はそこに書いてあるとおりでございますが、水力発電、その他の発電も含まれておりますけれども、圧倒的に原子力発電所に対する交付金というものが多くなっているわけでございます。そして、この交付金の使い道はかなり幅広いわけですが、この交付金の趣旨と言いますのは、矢印の下に書いておりましたけれども、電源開発によって大きな利益を受ける消費者の負担によって発電所周辺の地元住民の福祉の向上を図るために、公共施設の整備などを行うというものであって、発電所建設の利益というものを地元へ還元する手段である。そういう考え方が随所に書かれていると思います。

この交付金ですけれども、毎年度の項目は今の表のようになりますけれども、これは発電所

の建設から建設が終わって稼働している状態にまでずっと及ぶわけでございまして、それを図に書きましたのは、これは資源エネルギー庁の資料でございますけれども、次のページのドミノが並んでいるようなこういう図になるわけでございます。

建設の前の段階から交付金が交付されまして、その後、建設時は相当多くなりますけれども、建設された後もずっと続いておりますし、30年たってからまた少し増え、さらにこれが続くという形になっております。これが国からの交付金ですけれども、それ以外に地方税としましては、核燃料税というのがございます。これは次のページに挙げさせていただきましたけれども、昭和51年に福井県が最初に創設した後、これらの県が次々と原発立地の県が導入していた税でございます。税率はそこに13%から17%というふうに書かれておりますけれども、当初は5%から7%ぐらいだったようでございまして、だんだんその税率が上がってきているということです。また、これは都道府県の税ですけれども、市町村に関しましては使用済核燃料税という税も設けられているということでございます。

さらに、通常の税である法定外税ではなくて、法定上の税であるところの固定資産税に関してもかなりの税収額になっておりますけれども、これは下に書いてありますように、当初非常に高額になりますけれども、急速に額が減ってまいります。また固定資産税の税収があまりにも多くなった場合には、その分だけ地方交付税のほうが減額されることにもなりますので、そのような場合におきましては、実際に入る収入というのはその分だけ減ってくるのかもしれない。

さらに、こうした形での税収がございしますが、少しこれについてコメントさせていただきますと、現在の交付金というのは、いろいろございますけれども、非常に多様な使い道があり、いろいろな目的のためにも使えるようになっていると思います。これはそれぞれその地域に住んでいらっしゃる方の住民の福祉ということですが、金額そのものは相当大きな額になっております。

全体、それぞれの地方公共団体の歳入のうち、どれぐらいの比率を占めるかと言いますのをちょっと探してみたんですけれども、きちんと書いた最新のデータが申し訳ございませんが、入手できませんでした。ただ、全体として見ますと、やはり大きいところで言いますと、50%を超える、基準財政収入ですけれども、50%を超えるようなところもあれば、これは周辺の地域になりますと数パーセントのところもありますし、それぞれの自治体の財政力によってばらつきがありますけれども、一般的に立地されております周辺の原子力発電所のない地域の財政力指数、財政力指数と言いますのは、基準財政収入という税収の75%ですけれども、

それから基準財政需要と言いますけれども、必要とされる標準的なサービスにかかる経費です。それで割ったものの3年間の平均になるわけですが、それが1を超えた場合には、交付税がなくなり、1以下の場合には交付税が交付されるというものですけれども、多くの周辺の自治体の場合にはその財政力指数が0.5に達しないところが多いわけですが、この発電所の立地地域の地方公共団体の場合には1を超えるところも珍しくないわけです。ほかと比べますと相当高い数字になっている。その多くの部分が交付金、その他の税によって支えられているということが言えるかと思います。

したがって、この原子力発電所の立地地域におきましては、その原子力発電所に伴うこうした交付金その他の税収というものは非常に貴重な財源であるわけですし、これはほかの地域に比べるとはるかに豊かな財源になって、財政状況も非常にいいと言えるかと思います。

問題となりますのは、そうした形で交付金とか税収が出るわけですが、それがどれくらいの規模なのか。どのように決まってくるのかということの問題だと思います。それにつきましては、先ほども申し上げましたように、その根拠としては電力を消費している人たちが得る便益というもの。それは発電地域の人たちに還元するというものですし、その理由としましては、その発電所に伴うさまざまな負担を受け入れることの対価であるという説明もされていることがあるかと思います。

この負担と言いますのは、郊外であるとか、環境の破壊、あるいは地域における生活の変化、そうしたマイナスの影響、それに事故のリストというものも当然入ると思います。そうしたものが負担であって、それを受け入れることの対価としてこれが考えられたということだと思います。問題はその対価というものが一体どういう根拠で決まり、何が適正であるのかということについては必ずしも明確な根拠はないというふうに思われます。当然、地方公共団体の側からしますと、財源を拡大していくということは、地域住民に対するサービスをよりよくしていくということになるわけですから、そうした形での財源の拡大に対して、拡大しようという行動というものは当然合理的な反応というふうにも考えることができないわけではないと思います。

ただどれだけの額が適正かというのは、なかなか難しいところがございます。特に、周辺自治体との関係で言いますと、周辺自治体との間の格差というものは相当あると思います。それがどのような意味を持つかというのは、これはもちろん解釈の問題になります。また申し上げておきますと、原子力発電所が立地されております都道府県の場合は、当然のことですが、核燃料税等でかなりの税収がありますけれども、これは県の観点から見ますと、原子



力発電所が立地されております市町村だけではなくて、それ以外の財政力の厳しい、弱い、そうした自治体に対して配分をする。そのための原資をそこで得るということになります。他方、市町村のレベルになりますと、当然立地されているところの市町村の場合には、そこに還元をしてもらうということになりまして、そこでは周辺自治体との格差と書きましたけれども、格差をどういう形で是正するかということ。対価としての価値、適正な対価というのはどういうことかと議会にも絡みまして、県と市町村の間でも必ずしも利害関係は一致しているわけではありませんし、そこは非常に複雑な問題になっているかと思えます。

今、申し上げました何が、どれぐらいが適切であるかということを決める一つの根拠になりますのは、やはり住んでいらっしゃる住民の方の意識、世論も含めてですけれども、そうしたものがあるかと思っております。そこに必ずしもきちんとした根拠があるわけではなく、そのために政治的要素と書きしたけれども、必ずしも透明ではない形でこうしたものが決まって来ていたというふうに思われます。

時間がちょっと過ぎましたので、最後は、これは一般的な論点ですけれども、原子力発電所に関しまして、こういうことを申し上げましたけれども、これはNIMBY、Not In My Back Yard、住んでいる近くに必ずしも来てほしくない施設をどうやってつくるかという問題であります。これは原子力発電所はもとより軍事基地、あるいは身近なところで言いますと産業廃棄物の最終処分場、もっと身近で言いますと場合によっては、葬祭場なども含めていろいろと住民の方の反対運動が起こっているところがございます。かつては、これの大きなものとして、今はほとんど聞きませんけれども、飛行場も一つのそうした施設でございました。

これはある部分の方がそれを犠牲という、犠牲という書き方はちょっと表現として不適切かと思えますけれども、受け入れることによって、全体が利益を受けるような、そうした施設等につきまして、どうした形でこの仕組み、場所を決めるのか、またどういう形で、その利益というものを歓迎していくのか。これを決めるというのは、一般的に難しい問題でございました。何が適正であるかということについては、必ずしも根拠がありませんし、今まではこれにかなりの時間をかけて解決に取り組んできた訳でございますけれども、これは世の中の変化の速度ということにははるかに遅いということで、多くの問題を引き起こしているということだと思えます。仮に日本の場合でも、すべての自治体が非常に豊かであるとしみますと、ある意味で言いますと問題は起こらないのかもしれませんが、むしろ立地はできないのかもしれませんが。

また、リスクとか負担の評価というもの、これもそれほど高くないとしみますと、これはどちらでつくるにしても、それほど問題ないのかもしれませんが、いずれにしても、一定のリス

クがあり、なおかつそれぞれの自治体の財政的な格差があるということがこの問題、この仕組みをかなり複雑なものとしていますけれども、逆にそういう状況があるからこういうメカニズムが働くとも言えると思います。

最終的には、政治的なことも含めまして、どのような形で了解を得ていくのか。これは、私自身の研究のかつてのテーマでもあるんですけども、大変難しい問題であるというところで、少しまとまりのない終わり方になりますけれども、これくらいで報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○近藤議長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様からご意見、ご質問でも結構です。大体10時ぐらいまでを目途にこの話題で時間を使いたいと思います。よろしく願いいたします。

金子委員。

○金子委員 私も実は、六ヶ所も行きましたし、福島原発の立地地域である双葉町も行ったことがあるんですが、この中に出て来ない最大の問題は、電源三法交付金と運転開始後の固定資産税が約15、6年ぐらいするとほぼ底を尽きて、計画から25年で非常に額がわずかになってしまう。いったん膨らんだ財政を切ることができなくなりまして、次々と2号機、3号機、4号機というふうに原発建設が誘導されていくことにあるわけです。アメリカで見れば、60幾つの地域に100をちょっと超える原発しかないわけです。つまり通常は1基か2基しかないんですけども、日本の場合には、ほとんどの場合、原発銀座という状況が生まれてしまうことだと思うんです。今回の事故が深刻だったのは、水素爆発があったかどうかという問題も含めてですけども、4基全く深刻な被害であって、それが事実上連動する面もあり、なおかつ事故対応能力の限界を生み出したという面があるはずなんです。

むしろそういう問題が、ちょっと表現は悪いですけども、いったん受け入れると「麻薬」のように次々に欲しくなるような状態が生まれてしまうことにあると思います。その点も含めてある当初とは違う危険を誘導する面をもう一度ご指摘しておきたいし、森田先生にもご意見をお伺いしたいと思っております。

○近藤議長 お答えは、数人の方からお話をいただいてからにしたいと思います。

浅岡さん。

○浅岡委員 今回の事故の後の各地域の反応を見ますと、福島はとりわけそうですけれども、それ以外のところでも第一次産業の農業、水産業、畜産とか、あるいは観光地が近隣にあるという地域が多くて、そうした方々のある意味で拒絶反応も大変顕著になっているのではないかと

と思います。基本的に原子力のリスクとは相入れないと考えている。風評被害が起こることも含めてです。確かに、こうした現在立地している地域の自治体としての財政がこれまで大変だったということはあると思いますけれども、ヨーロッパで再生化エネルギーを拡大しているところを見ますとそうした農業地域、畑の中に風車や太陽光がどんどん拡大してきています。この10年、20年の動きであります。その地域が変わってきているという様子も見えるわけであります。

先生としては、立地してきたような地域が今後原子力に依存することなく地域経済を築いていく道というのは、再生可能エネルギーも一つだとあり得るのではないかと思うのですけれども、どのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○近藤議長 判委員、阿南委員、増田委員まで行きましたら、お答えをいただけますか。

○伴委員 事務局をお願いしたいことなのですが、実際にその県なり市町村なりに税込として交付金がどれぐらいの割合になっているのかというデータを集めて出していただけないかなというふうに思います。これはお願いです。

今の貴重な森田先生のご意見についてなんですけれども、先ほど金子委員から麻薬という言葉もありましたが、結局、原子力が来ても人口は増えない、増えているところは、東海村とかはちょっとあるかもしれませんが、なべて言うと人口は増えないし、地域経済がそれほど活性化されるわけでもなし、一次産業が豊かになっていくということでもなく、むしろ地域の経済が原子力の交付金に耐え得るような形で非常にいびつな形で運営されてきているのではないか、そういうふうに思うのですが、この延長上で将来のあり方として、この交付金制度というのはどういうふうに変えていったらいいのかということについてご意見をお聞かせ願いたいと思います。

以前のときには、佐賀県知事の古川知事がいつまでも交付金に頼っているというのがいけないと思うけれども、今すぐなくなるとは困るというふうなことをおっしゃっていました。長期的にどうしていったらいいのかということについてのご意見をお聞かせ願いたいということです。

それともう1点は、ここは原子力というふうな形で括られていますけれども、出発点においてはむしろ火力の公害の問題がメーンの理由として入れられたと説明だったわけですが、現在は火力についてはこの制度の対象外になっているとたしか僕の記憶ではそう思っています。そうすると、結局、政府の政策の実現の手段になっている側面があると思うんですね。歴史的に見れば原子力だけ過度に割合が高くて、原子力を導入すれば交付金がたくさんもらえるという

構図としてなっている。そういう政策実現の手段としてのあり方というのは本当によかったのかということについて、ご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○近藤議長 阿南委員。

○阿南委員 やはり地方自治体の財政を確保する。地方自治体が財政難であるということにつけ込んで、そこに交付金を出すというやり方で、それを押しつけてきたと、今、お話を聞いていました。部分の犠牲を受け入れてよと。あなたのところがちょっとだけ犠牲になるのだけれども、そのかわりにお金を払うからと。そうしたら全体の利益は確保されるのだという発想ですよ。私は、こういうことが国策としてとられてくるとい、こんなことが国の政策としてあっていいのか大変疑問に思いますし、あってはならないと思います。

今回の事故は、この部分の犠牲どころの話ではなくて、国民全体に犠牲を強いるという結果になったわけです。ですから、こうしたやり方ということに対して、断固明らかにして、こんな国策をとるべきではないと提言していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○近藤議長 増田委員。

○増田委員 森田先生、ありがとうございました。

私からのご質問なんです、こういうことです。一番ここで問題になっているのは、例えばNIMBY問題の合意形成のことなんです、高レベルの放射性廃棄物の最終処分場、先ほど例示がございました飛行場から始まっているいろいろな問題の究極の難しさの問題だと思うんです。これについて先ほど先生のお話の一番最後の合意確保の方法という、そことの関係なんですけれども、一緒に授業をやっておりましたので、私が聞くのもあれなんです、あえて質問させていただきたいんですけれども、要は、例えば数万年にわたって影響が及びかねないような事象ですので、それを今の我々が合意形成のルールとして、培ってきました民主主義のいわゆるルールにこういった問題がなじむのかどうかと、一言で言えばそういうご質問なんです、裏を返せば、例えば地方自治体の二元代表制で首長と議会と通常の問題というのはこの両者が同意をすることによって、いろいろな政策決定が行われていくんですけれども、この両者がこういった、こういったというのは最終処分場のような問題について、本当に民意の代表がたり得るのであるかどうかだろうかと。1から始めるのであれば、これからもうそういうのはやらないと、意思決定できないからやらないという選択肢があるかもしれませんが、もう既に、存在をしているので、それでもとにかくこれからの問題は別にしても、場所は決めなければいけないということになるわけですが、そうした場合には例えば自治体の同意とかいったようなことが法的に意味があるのかどうか。住民とか国民の理解を徹底的に求めなければいけない、これ

は何事もそうだと思うんですが、それはもう当然のこととして、何か民主主義のルールとして、同意ですとか、それは法的効果が生じると思うんですが、そういったようないわゆる民主主義のルールというのが、こういった問題が成り立つのかどうか。

要は、言いたいことは、それほど場所を決めなければいけない難しい問題なんですけど、これは政府の責任において、最終的には政府の責任において決めればいいだけのことであって、我々世代、あるいは次世代ぐらいのことまでは今の民主主義のルールというのは、私は当然適用されるべきだろうと思います。もちろん消費税なんかを見ていると次世代のことについてもなかなか決められないという問題もありますが、それは別にしても、数世代にわたるような話というのは民主主義のルールの中で我々の責任においてやはり決めてかなければいけないと思うんですが、ここまで先のことについて、今の民主主義のルールは本当に妥当なものなのかどうか。このあたりについてももしご見解があればお伺いしたいと思います。

○近藤議長　ここで切りまして、お話をいただきましょうか。

○森田教授　いずれも大変重いご質問だと思っております、それぞれどのような形でお答えできるのかわかりませんし、共通してお答えしたほうがいい点もあろうかと思えます。一言最初に申し上げておきますと、そのNIMBYの問題もそうなんですけれども、そうしたものがいるかいないかという判断は最初に政策決定の問題であると思えますけれども、発電所にしても何にしても、我々の社会を維持していくために必要だということを最初に決断した場合には、これほどここにつくらなければならないわけです。

どこにどういう形で作るかということ。あるいは、そこについて合意が得られないわけなんですけれども、それについて端的に言いますと、代案と言いましょうか、具体的な解決案がなければこれ自体がいけないという議論は正直申し上げて、してもそれほど生産的ではないという気がいたします。その中で、これまでの政策決定もある意味で言いますと、場合によりましては苦渋の決断をして選択をしてきた。その中で、増田さんがおっしゃいましたけれども、民主主義のルールなり何なりをできるだけ適用してやっていく。ただ、時間という非常にコントロールしがたい資源がどんどん浪費されているわけですから、その中でどういうことを決めていくのかというところでいろいろ問題があり、また無理があった。今から思えばそういうことが言えるのかもしれませんが。

金子先生のあれで、繰り返し、繰り返し次をつくっていかなければ維持できない仕組みではないかというご質問ですけれども、そうかもしれませんが、そこはこういう言い方をしたらちょっと失礼かもしれませんが、自治体の側がもういいという形でご決断ができなかった

かどうか、これはわかりません。これは地域の方がそれぞれそうした形でのこの原発の交付金その他でもって非常にほかと比べて水準の高い地域社会をおつくりになっていたわけで、それを維持するためにほかに財源を見出すことができるならば、そちらのほうを選択されたかもしれません。ない場合に、それを放棄してその水準を下げてでも増設しないかどうか、これはそちらのほうが決断されたということなのかもしれません。

ただ、そういうことが起こりにくいということを想定してこういう仕組みをつくり次々と原子力発電所の建設を国の側がお願いしてきた。要求してきたというところがないとも言えないと思います。先ほど申し上げましたように、どちらかの立場ということでちょっと発言は控えさせていただきますけれども、そういうことが言えるのかなと思っています。

次に、浅岡先生ですが、今後のことはどうなるかと、これは非常に難しいところです。現実の問題で言いますと、少なくとも今の原子力発電所が立地されているところの状態から言いますとこの交付金とか何かは全部すぐやめてしまうということは、これは行政のサービスが維持できなくなると思います。これからだんだんもしそれをおやめになるとするならば、どういう形でまさに、非常にこの比喻は不謹慎かもしれませんが、冷却していったほかの地域の周りの自治体と同じような形の水準まで行政サービスを落とすという言い方もよくないかもしれませんが、合わせるような形で限られた財源でもって運営できるような仕組みに計画的にどうやって進めていくのか。ある程度時間がかかるかと思えます。そのためには、当然おやめになるところについても当分の間は何らかの形の財政的な処置もそうですし、仕組みというものを考えていかなければ地域社会に住んでいらっしゃる方がお困りになるだろうと思えます。

私自身の考え方の原点を申し上げておきますと、日本国民の方の場合、それぞれの人が憲法の25条ではありませんけれども、少なくとも健康で文化的な生活というものを維持できるように、それを維持するのが政府の責務、行政の責務と考えております。そのためにどういう仕組みがあるかということで、地方分権をしたほうがよければ、それもいいかと思えますし、そうでなければ違う方法も、国がきちんとケアするという方法もあり得るかと思えます。そこは幅広く考えられると思えますけれども、何を申し上げたいかと言いますと、これまでと違って人口が減っていくこれからの社会におきましては、今住んでいるところでこれまでのサービス、国からのサービスの水準を維持していくというのはかなり厳しくなっていると思えます。どこに住んでいても、住む場所を選ぶ、居住地の選択の自由まで認めた上でサービスを維持するというのは、これからはコストがかかってくる。

端的に申し上げますと、これも中医協の会長の立場から言うと不謹慎なんですけれども、地

域に高度の医療施設を皆さんどこでも行けるようにつくってくれというのはかなり難しいと思います。したがって、どこかに集約し、はっきり言えば、そういう医療施設が近くになれば困るとお考えになる方はその近くに住んでいただきたい。そういう情勢になってきているのではないかと思います。ちょっと回りくどい言い方をしましたけれども、その中でそうした形でもぎりぎりのところでどうやって維持できるのかということを考えていかなければならないかと思っております。それは将来的にこれはかなり大変なお話になるかと思ひますし、ここで急に原子力発電所をやめるということになった場合に、場合によりましてはこの制度のままですとさらに運転を続けてほしいというような声も出てくる可能性があるかと思ひます。

さらに、次のご質問ですけれども、こうした形でのやり方というのは、地域経済を歪めているのではないか。これは何を標準でもって歪めているかどうかというのは難しいところだと思いますけれども、いずれにいたしましても周りの自治体と比べて、相当格差が開いているというのは間違いないところでございまして、それをつくらなければいけなかった理由がなんなのかということとはよく考えていかなければならないと思ひますし、一方で、国全体として発展していくために必要な電力、エネルギーをどうやって供給していくのか。それも含めた意味で、どういう形で何が望ましい政策だったのか。これからもそうですけれども、それはこちらでお考えになることかもしれませんけれども、その幾つかのオプションがあつて初めて議論ができるわけで、ある部分だけ問題であるから、だからこれはいかんとといった出口のない状態に問題を持ち込んでしまつてもなかなか答えは出てこないという気がいたします。

そして、先ほどございましたように、自治体の財政難につけ込んで、国が押しつけたんではないかというご質問がございましたけれども、これはつけ込んだかどうかということについてはかなりの価値判断を含むと思ひますので、それには直接お答えいたしませんけれども、いずれにいたしましても、その部分の犠牲、犠牲という書き方が問題があるのかもしれませんけれども、何らかの負担を受け入れないで必要なサービス、社会というものをつくれるのかどうか。その水準を下げてもそれでいいという国民の合意が得られるならば、これはまた違うのかもしれませんが、そうでない場合にはどのような形でこの問題を解決するのか。それをやはりきちんと議論していかなければ何となく論争だけに終わってしまうのではないかなという気がします。

最後に、増田先生の質問ですけれども、これは一緒に授業をやらせていただいて、学生に先生の答えがないにもかかわらず学生に問いかけたような問題だったと思ひますけれども、民主主義のルールということをお考えた場合に、これは民主主義にもいろいろありますけれども、歴

史的に見た場合に、民主主義というのはすべて政策とか何をするかについても民意を反映して決めるというやり方がもちろん原則でございますけれども、実際の世の中は非常に複雑でございますし、矛盾するケースも出てくる。

例えば、福祉の充実、そして公共施設の整備、減税という3つの政策について、それだけ一つずつ出せば誰も反対する人はいないと思うんですけれども3つ合わせてできるかと言うとできないわけです。そういうときにどうやって決めるかというときに、民主主義の一つの原則というのは最終的に一番信頼できる人に決めてもらう。そうした委任の論理と言いましょか、そうした考え方もあるかと思えます。これは我が国の場合にはそういう考え方がややほかの国と比べて希薄ではないかという気がしておりますけれども、それだけそれぞれの個々の国民の意識というものが評価されているのかもしれないけれども、逆に言いますとパイが拡大するときとはともかく、現状維持が縮小するときにはデッドロック状態になってしまいかねないわけですし、その場合にはリーダーを選ぶというところに民主主義の一つのあり方というものを見出すことができるのではないかと思いますし、裏返して言いますと、このリーダーの責任というのは負担を受け入れていただく人に対して、それをきちんと説得するということが、これが政治家、リーダーシップの一番の責任ではないかと思っております。

ちょっと政治学をやっているもので、先生らしいことを言ってしまいましたけれども、そういうことでございます。お許してください。

○近藤議長 それでは、もうひとラウンド、ちょっと時間が押していますので、早くお願いいたしますが、河瀬委員、どうぞ。

○河瀬委員 それでは、交付金をいただいております自治体の代表でもございます。ちょっと話は前後幅広くなるかもしれませんが、私どもの原子力発電所というのは、今はこのような状況であります。かつては私がまだ子どもの時分の話でありますけれども、聞いた話になりますけれども、戦争が終わって原子爆弾の被害を受けた10年後ぐらい後に原子力をやろうという取り組みが始まったときに、それぞれの自治体は実は手を挙げたんです。国からももちろん最初にやりたいけどどうだという声がかかったと思います。福井県は、本当は三国町三里浜というところがございまして、あそこも一つの候補地でした。ところが地盤が悪いということで、私どもの地域、敦賀のほうも手を挙げたし、ほかの近くのところも手を挙げていろいろな調査をした段階で受け入れた。当時はほとんど審議会の皆さん方全会一致で誘致活動までやって、何とか持ってこようという、そのような取り組みを実はしてまいったのも現状であります。そして大阪万博のときに電気を送ったときには、夢の原子炉から電気が送られて



きたということで当時の高度成長のこともあったでしょう、電力が必要であるという中で、ようやく原子力発電所ができて、国家の発展につながるぞというそのような夢と希望を実は持って誘致しましたし、取り組んできたわけでございます。

ただ、トラブル等があり、最近弱っておりますのは、麻薬であるということはかつてから言われておりました。しかし、私どもはそういう意識ではなくて、やはり技術力もございまして、経験もあるわけでありますので、そういう意味でやはり次の段階、ステップに行こうという思いでありました。確かに交付金というのありがたいわけでありますけれども、実は交付税というのはありますから、あれはならしてみますとそんなに大きな差がないんです。財政力の低いところは交付税がドンと入ってきますし、要するに自分たちで努力しているところはあんたら頑張っているんだからいいでしょうと。

もちろんほかの財政力の低いところは頑張っていないとは言いませんけれども、やはりいろいろな地域の特性があつたり、地理的な条件があつたり、いろいろなことがあるものですから、財政力がない、それは交付税措置として国が全部出していたもんですから、そういうことをぜひ知っていただきませんか、交付金をいただいております私どもは、最近が悪者扱いです。何か原子力をやっているだけでニュースをごらんになっていてわかりますように、悪人扱い、そして全国的に今の福島事故を受けた後に調査して、もう8割は原子力はいらぬという世論がどんどんつくられながら動いてきている。これこそ一つの逆発想でいけば、ファシズムみたいなもので、どんどん悪者扱いにして追い詰めていくというやり方、それも私は非常に危惧しておりますし、私も立地地域としても不満でございます。

やはり本当の姿、電力は本当にいるのか。そして、太陽光、いろいろなことも大事でありますので、ぜひ私どもの地域でもそういう自然エネルギーを取り組んでいきたいと思っておりますけれども、時間軸のこともございます。そういうことをもっと国民にしっかりと説明して、そして原子力はこうあるべきだという結論をぜひ出していただきたい。このように願っているところでございます。

先生からは、やはり最後に解決策はあるのかという、一つのNIMBYという、今日始めて聞いた言葉でありますけれども、迷惑施設、これは沖縄のほうでも実は大きな交付金が行っていることもご承知のとおりでありますし、それぞれの問題解決のために努力する皆さんには応援しますよという、国のこれは一つの体制であります、これは必要なところもあるというふうに思います。そういう意味で、ぜひ解決策、ハテナマークではなくて、ぜひ先生としての結論みたいなものもぜひお示しをいただきたい。このように願っているところでございます。何かい

らんことをようけ言いましたけれども、よろしくお願ひします。

○近藤議長 それでは、伴委員。

○伴委員 もう1つ質問なんですけれども、現在、東海で廃炉作業が行われていますし、福島のほうでは今後廃炉という作業に入っていくことになって、もう事実上そうなっているのかもしれないけれども、そういう廃炉が行われている対象の施設に対する交付金はどうなっているんですかということです。もう廃炉だからありませんよ、という話になるのかどうか。今後将来的に例えば40年で廃炉というようなことも出てくるとすると、廃炉が増えてくるわけです。そうなったときに、この制度はどうなるのか。これについてちょっと知りたいということです。

○近藤議長 廃炉について、どこかデータがあると思いますけれども。

○後藤総合政策課長 事実関係だけ申し上げますと、基本的に言うと電源三法交付金は、施設の立地の円滑化、運転の円滑化ということが基本的な目的になっていますので、大きく言えば廃炉になれば交付金が出ないのが原則ということにはなっておりますけれども、ただ今の福島の状況を考えて、福島は廃炉したからアウト、出さないんだというふうにできるかどうかはまた別問題だと思います。ですから、そういう意味では、廃炉にした後、ああいう特殊ケースと通常の廃炉は多分切り分けて考える必要があると思っております、そういう意味では通常の形で今後どう扱っていくかというのは、まだ100パーセント決めているわけではないですが、今の法文上解釈すれば、廃炉届が出れば、それで終わりということですが、福島、それから今後出てくるものに対してどう考えるかというのは、今後の検討課題だというふうに思っております。

○近藤議長 金子委員。

○金子委員 森田先生のお答えに対してもう1つ加えて、ほかの委員の方の質問とも絡めてご質問したいのは、時間のタームが非常に短い、迷惑施設とそれをどう受け入れるかというタームで議論が組み立てられていたと思うんですが、時間軸が非常に長くにとって、それがどういう効果をもたらすかということに関して、地域、国双方がきちんと考慮してきたのかという点が問題なのではないかと思っております。

私は例えば、電源開発で言えば、奥只見のようなところにも行ったことがございますが、明治時代から水力の開発をやっていたんですが、それが止まってしまうと、非常に人口の流出が激しくなって衰退をしてしまう。その恐怖を、一回受け入れた後に味わうと、次々と原発ができてしまうという危険性みたいなことまでは十分に考慮されてなかったのではないかと。しか

も単にサービスだけではなくて、建築業、商業、人も集まってきますので、そこである程度経済が膨らんで、急速に沈んでいくという例が電源開発でも過去あるわけです。それを考えたときに、水力と違って、原発の場合には危険性が後まで残ってしまう。この問題に関して、先ほど廃炉の問題が出ましたけれども、ソフトランディングをしていくためにはどういうことが必要なんだろうかということを考えることと、今後、例えば上関のように、原発を誘致するといっても、どうも地形を見ても2基が精いっぱいのような気がするんです。そういうところに原発を入れれば、もう30年で瞬く間にそういう問題に直面して、3、40年で、あっという間に奥只見以上の問題に直面することになるわけです。

そういう意識決定が、きちんと長期を見通してなされていないということが大変問題なのではないかということが申し上げたかったことで、そういう意思決定が目の前で、今、即、電力がどうで、どこが受け入れるかという問題だけで意思決定をしてしまうという問題が出ているのではないかということだと思います。

○近藤議長 首藤委員、短くお願いします。

○首藤委員 1点だけご質問させていただきます。今日、先生からご説明いただいたのは、税金、交付金という地元の行政のお金の面ということでの地域社会とのかかわりだったと思うんですけれども、恐らくお金の面だけではなくて、人が行きかうとか、あるいは技術力ができていくとか、その地域に立地することで与えるプラスもマイナスもほかにも影響は多面的なものがあると思うんです。もしかすると先生のご専門の範囲を少し超えるかもしれませんが、思いつく範囲でどういったかかわりの側面があるのかということをお教えいただければと思います。

○近藤議長 それでは、よろしくお願ひいたします。

○森田教授 時間もありませんので、簡単にお答えしたいと思います。金子先生のご質問の趣旨はその時間軸のとらえ方だと思いますけれども、これはこの問題だけではありませんけれども、日本のあらゆるところでやはり右肩上がりのとんどんつくっていけばさらに増えていくと。つくり続け、拡大しつづけなければシステムが完結しないという、そういう制度なり何なりがたくさんあると思います。これもその1つの例だと思いますが、少なくとも人口減少と経済への縮小が始まったときには、この発想をどう切り換えるかというのが必要だと思います。私自身は電力のほうはわかりませんが、今やっております高齢化社会だとしますと高齢者は高齢化率が高まってどんどん増えていきますけれども、無限に増えるわけではありません。そう遠からず、ここにいらっしゃる方がいなくなるくらいだと思うんですけれども、ピークになって、それからは絶対数が減り始めます。そうした場合の将来の需要予測で維持できるだけ

のリソースをどういう形で時間軸に沿って配分するかという発想をしていかないと、一時的に必要なだからといって、恒久的な仕組みをつくってしまうということになりますと、これはオーバースペックに将来なってしまうわけです。そういう仕組みを全般としてどう変えていくかということだと思えますし、そのため私自身はなかなか評価していただけないんですけれども、いわゆるダウンサイジングということを手前にやっていくような、そうしたアプローチというのが必要ではないかなと思っております。

これはまだいろいろなところで、そういう発想が入ってきておりません。したがって、現在でも地方の場合には振興させるために産業を誘致して人口を増やすということをやっていますけれども、正直申し上げまして、あるところでA市がそれによって人口が増えて発展したら何が起るかと言ったら、周辺のところの人口減少がもっと進むというメカニズムになっているわけです。そのトータルで見てどう考えるかということは考えていく必要があるのではないかなと思えます。直接お答えになったかどうかわかりませんが、私自身は時間のことに関してはそのように考えております。

首藤先生のご質問ですけれども、このお金が原発で落ちるといふふうに申しあげましたけれども、原子力発電所に限らず、こういうものについて言いますと、要するに自治体と言いますのは、地面に人間が線を引いてここが自治体だといふふうに単位をしておりますけれども、人の移動はその境界を超えていくだけでも動きます。したがって、あるところで非常に大きなお金が動くということになりますと、周辺部もある意味で潤うことになりまして、そこでいろいろなものの移動が起こってきます。したがって、ある自治体だけのお金の話というものもあるんですけれども、いわゆる圏域としてどうなっているかということですので、先ほどのお話ではありませんけれども、この交付金なり何なりが止まるということにもしなつたとしますと、これはその当該自治体だけではなくて、周辺に対してもいろいろな影響を与えるということになるかと思えます。

1例を挙げますと、原発立地地域に非常に財政が豊かで立派な病院ができるとしますと、周りからも皆さんそこに来られるということがあるわけです。それが止まってしまうということにもなりかねない。そういう意味で言いますと、問題はますます複雑になるかもしれませんけれども、より広い視点で問題をどう考えていくか。急速に何かを変えろとか、止めるというのは、非常に予測できない影響が、想定外の悪影響が発生するという可能性があるかなというふうに思っています。

もう1点だけ、ちょっとコメントさせていただきますと、私自身も若干かかわったことがあ

るんですけれども、これから非常に大きな問題になると思います、高レベル核廃棄物の最終処分場をどうするかという問題だと思います。これは原子力発電所がいらないと言ってもつらざるを得ないわけですし、NIMBYの問題もそうですけれども、どういうふうに処理していくかということですが、私の聞いているところによりますと冷却するまでに数百年でそのあと何万年か、放射能が出なくなるまでかかるということですが、地形面、放射能なりなんりのそうした側面から言うとそういう議論が起こりますけれども、いろいろところで立地の話が出ているところに私がちょっと聞いたところで、調べてみたら、そのところの、こういう言い方をしたら、気をつけなければいけないんですけれども、誤解ないようにお聞きいただきたいと思いますが、その地域で本当に人口が維持できるかどうかと言うと、300年後には人口がゼロになるということもかなりあるのではないかと思います。そうした社会的要素をどのような形で取り込んで考えていくのか、ということ。

先ほど、増田さんから将来世代の代表をどうするかということでございましたけれども、そのことも含めて、金子先生からのご質問ですと、長期の時間軸で考えるとまた違う見え方がしてくるのではないかなという気もしております。それを現在の意識でもって判断するというのはやはり必ずしも望ましくない。そういうときに最後に、研究者というのは、そういう一般の方があまり気がつかない視点を提供するというところにその役割があるのではないかなと思っております。ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○近藤議長 これではこの議題は終わりたいと思います。先生には、お忙しいところご説明、ご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、つぎの議題に移りたいと思いますが、次はこの策定会議と並行してというべきか、総合資源エネルギー調査会におきまして、基本問題委員会が開催されておりますところ、そこで先日エネルギーミックスの選択肢について案が提示されましたので、その状況などについて資源エネルギー庁の朝日審議官よりご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○朝日審議官 資源エネルギー庁の朝日でございます。今日は担当の後藤課長と2人で参上させていただきました。

資料をお配りさせていただいておりますけれども、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会は昨年10月からやっております。年末の論点整理につきましては、この場でご紹介させていただいております。その後、原子力、再生可能エネルギー、省エネルギーなどにつきまして、個別分野の議論を深めてまいりました。3月7日には近藤委員長にご出席賜りまして、大綱の

見直しの作業の状況につきまして報告していただいたところでございます。どうもありがとうございました。その後、エネルギーミックスの選択肢について議論し、3月27日に一定の整理をさせていただいてございます。その状況につきまして、後藤課長から詳細を説明させていただきたいと思っております。

○後藤総合政策課長 大綱策定会議の資料2-2ということで、エネルギーミックスの選択肢に関する整理案というA3の4枚紙を配らせていただいておりますので、それに基づきましてご説明させていただきます。

1ページ目でございますけれども、これは実は昨年12月に取りまとめました論点整理というものの中から出てきた、書いてあります大きな方向感でありまして、これは今年明け以降の議論で委員の皆様方に共有していただいている論点だと思っております。これを前提として選択肢をまとめていくという作業をずっとやってきたと思っております。

復習のようになりますけれども、簡単に触れますと、(1)で求められている視点ということで①から⑤、国民が信頼できるエネルギー政策、「需要サイド」を重視したエネルギー政策、「消費者」・「生活者」や「地域」を重視したエネルギー政策、それから国力を支え、世界に貢献する。そして、多様な電源、エネルギー源を活用するということで、震災の反省を踏まえてそういう前提で議論していこうということで、(2)のところに書いてありますように、大きな方向性としては、省エネルギー、節電対策の抜本的な強化、それから再生可能エネルギーの強化、化石燃料のクリーン利用、原子力への依存度のできるだけ低減という方向性を前提として今後の議論をしていくということが12月にまとめられた方向だと思っております。

具体的には、右側に書いてございますけれども、(3)需要サイドでは最先端の省エネ社会の実現という形で、省エネ政策、それから電力料金、システム改革等の話、それから(2)で供給側という形で、送配電ネットワークの話、送電部門の中立の話、コジェネ、燃料電池普及の話、天然ガス供給の話、それから技術革新の話というのが基本的な考え方だったということになっております。

それを前提にしまして、2ページから4ページの、選択肢の整理をしてございますが、当日も議論がありましたが、数字の議論をするだけでは基本的に全体を俯瞰していないのではないかという議論が出ておりまして、そこは、数字と、どういう発電の方向性を出していくのかということと、それに裏打ちされた政策の方向性、それからもっと前提になるような社会システムのあり方、ライフスタイルのあり方、そういう大きなところもセットで、パッケージであるということになってございます。そういう意味では、単に数字を並べてどの数字がいいんだと

いう議論をしているというよりはもう少し広いところからの議論をして、一つの作業の一環としてある意味で数字の議論をやりながら、そういう大きな議論も並行して進んでいくということが前提となって、今回のこういう紙の整理をさせていただいているというふうに認識してございます。

実は、当日も議論がありまして、若干中身が変わっておりますので、それも含めてご説明させていただきたいと思いま。ここではAからCと書いてありまして、次のページにD、E、最後のページにFという形で、大きく6種類の選択肢を提示させていただいておりますが、当日の議論で少し狭まったところもあるので、それを最後にご説明させていただきたいと思います。

Aは、基本的にエネルギーミックスを考えていくという意味でも、最終的に決定権があるのは最終需要家である消費者が選ぶ。政府の役割としては、市場の失敗等を是正するという施策をやっていくということなので、基本的に数字を出していくのは、意味がないというか、それは単なる数字であるということに尽きるのではないか。市場メカニズムを最大限前提としたような考え方であって、個別の数字は出さないほうがいいのではないかという考え方でございます。

それから、Bは今回の福島事故、それから地震国という現実の前提で、原子力発電の比率をできるだけ早くゼロにするということ、安全保障とか地球温暖化の問題は再生可能エネルギーを基軸とした社会で社会変革をしながらやっていくということで、原子力は0、再生可能エネルギーが35、火力が50、コジェネが15という感じで、委員によって多少の幅がありますけれども、大体こういう雰囲気である程度集約されているのではないかという考え方が1つでございます。

それから、Cでありますけれども、これをAに近い考え方ではあります、コストは事業者が負担すべきものであり、そういう意味では市場メカニズムに任せる結果として0になる可能性もある。これは原子力が0から10の平均をとって5というふうに置いておりますが、5、25、55、15というようなことになってございます。

それから、3ページ目でございますが、D、Eです。2つに分かれておりますけれども、最終的には一つにまとめていく形になると思いますが、Dはやはり今の原子力の安全規制や規制体制の再構築を行うということで依存度を低減させていく。全体的な多様なエネルギー確保とか安全保障のためには、一定程度の原子力発電の比率が必要ではないかということで、原子力発電が20、再生可能エネルギー、その他がこういう形になってございます。

Eのほうは、もう少し原子力に対して、前向きな感じになっておりまして、事故の教訓を活かすという当然のことは同じでありますけれども、安全保障とか温暖化のためには引き続き基幹エネルギーとして位置づけるということです。世界のエネルギー問題の解決にも貢献しようということで、原子力発電所の比率を25と置いてございます。

ページをめくっていただきまして、Fでありますけれども、これは原子力と経済成長、安全保障を両立しながら最先端の低炭素社会を構築するためには、現状程度の原子力発電が必要ではないかということで、35と置いてございます。これは、現行の基本計画が45と書いてございますが、これは従来よく見ておりましたコジェネを含まない52とか53という数字が出でおり、これにコジェネの上と重ねると45になるんですけれども、それに比べれば低減しているので、これは低減しているという方向性にも合致しているのではないかというご意見になっていたかと思えます。

そういう前提のもとで議論しまして、最終的にはCの案が、河野委員と書いてございますけれども、河野委員が自分の考え方はAに近いということで、Cの案をAにまとめた形になって、最後、AとB、それからDとEとFを案として提示する方向性で今後議論を進めていくということになってございます。Aは数字が入っておりませんので、ある意味マクロ分析はなかなかできないということでもありますので、残りの4つの案をマクロ分析していくということで、今後の作業をすすめるということです。あわせて4月は並行しながら先ほど申し上げたような政策のあり方、もう少し方向性の議論を引き続きやっていくということで一定の整理を見たというふうにご覧いただけます。

そういう意味ではまだまだスタートラインについたというのが正直な印象ではございますけれども、今後引き続き議論を踏まえて4月末にはできればこの経済分析の影響を示して、5月にはさらなる議論を深めていきたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

○近藤議長　ご説明ありがとうございました。

よその会議の資料でございますので、ここで議論するものではないのですが、ご質問なり、ご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

伴委員、どうぞ。

○伴委員　確認したいことがあって発言をさせていただきます。1つは、Dのところ一定の原子力発電の比率を維持ということなんですけれども、ここは2種類が同居していると言いますか、ですから積極的に一定の需要という考えの人と、将来的には0なんだけれども、この



2030年というところで切ったときに、20ぐらい残っているだろうという橘川先生はそういうふうな発言をされていた。ですから、そういう2つがあるということを確認したいということ。

それから、最後のFのところなんですけれども、いろいろ質問が出て、山地先生は2つ名前が入っているわけなんです、それで35%について根拠はあるけれども、しかしそこにあまりこだわるものではない、と発言されていたように思っていて、しかし最終的にはこの案が残っていた。三村委員長がこの案をまとめるときに、経済モデルの計算を回してみても、あまりいい結果は出てこないと思いますが、参考程度にやりましょうというような意味のことで、これが残っていったというふうに僕は理解しているんですけれども、本当ならここに来るまでもういっぺん聞いて確認してくればよかったんですけれども、その時間がなかった。そこでそういうことの、Fの位置づけみたいなのところをもう一度確認したいということですよ。

○近藤議長 少しまとめましょうか。次は、金子委員。

○金子委員 発言させていただきます。この数字のパーセントということに関して、具体的に例えば原子力をどう見直すかが重要だとすると、老朽化する原発を止めるという意見も途中でありますけれども、例えば40年、60年も含めてですが、どの程度動かして、そして新增設がそれぞれ幾つ必要であるかということ、エネルギー消費をテンパー削った上で、数字的に出すことは可能だと思うんですが、それはきちんと事務局のほうから出されているんですか。もし出されているならば教えていただきたいということですよ。

○近藤議長 浅岡委員。

○浅岡委員 福島の前事故の前の状況と対比しながら考えるということと、現行の基本計画等の対比等しながら考える。両方がダブっていろいろな形で出ているように思われるのですけれども、基本的には今後の原子力のエネルギー需給関係をどうするかという発想で、事務局としてお考えだと思うんです。2010年度の実績という数字がありまして、原子力は26.4%とあります。細かい話ですけれども、電事連の資料では、2010年という実績で28.8%だったか6%とか、3カ月ほど違う数字ですけれども、違う数字が出てきています。これは発電量に対しての割合、発電供給量に対する割合ということのように思われますけれども、需要側、省電力がどれくらい進むか、電力消費そのものはどれくらいになるのかということの中で、電力量に対しての割合というのは同じ数字でも違う意味を持つことにもなるわけなので、ほかの割合、ここに書いてある供給側だけではなくて、需要側の問題ともリンクした数字のようだというふうに思われますが、そこでこういう2010年度、26.4%という数字をここの基準として入れられたのはどういう意味合いで書かれたのかということのご質問が1つです。

山地先生のご意見は、私の読むところでは、設備容量において福島事故前のレベルより少し大きいぐらいですけれども、ほぼ維持するという、設備容量レベルでお考えだということがありました。基本問題のほうでは、そういう考え方ではないように見えますけれども、それでよろしいのでしょうか。そのようにお考えになられたのはどういう事情だったのでしょうかとお聞きしたいと思います。

○近藤議長 山地委員。

○山地委員 質問もありましたので、それに答えながら、これは多分後藤課長からのほうがいいと思うんですけれども、今の2010年度実績、これはここで書いてある対象とする発電電力量は販売される電力の発電電力量だけではなくて、いわゆる自家発、自家消費分というのを含んでいるわけです。したがって、日本での自家消費を含む総発電電力量に対するもの。したがって、数値が微妙に違ってくる。私の意見もそれに沿って書きました。

私が2つ出しているのではないかというのは、1と2とあるんですけれども、これは実はこの委員会と関係があって、今日も多分出ていると思うんですけれども、議論のまとめのようなものの中で意見分類1、2というのがありますが、それに対応するものということをつくったものです。おっしゃるように、意見分類1は事故前の程度ということを維持するということだったので、それから数値は暗算で計算する必要があったものですから、非常に丸めてあるわけです。1.5桁でいこうと思って、5,000万kWにしたわけです。設備利用率は80%で7,000時間稼働。分母の全体の自家消費も含めた発電電力量をどう想定するんですかという議論はこれも後藤課長に言ってもらったほうがいいんですが、基本問題委員会でも進めていますけれども、概ね1兆kWhぐらいということが中心に議論されていて、私の意見も1兆kWhを全体として計算しました。そうすると単純な話ですけれども、5,000万kW×80%で7,000時間の運転ですから、3,500億で、35%、こういう計算でございます。それぐらいでよろしいでしょうか。

私のところ、Fというのは私一人なので、事務局がまとめるときに私一人のやつをまとめるんだったら、事務局は有効数字が1.5桁で丸めているようなんですけれども、再生可能エネルギーは、私は2,300億kWhなので、23%、丸めるとこれは25%だというのは基本問題委員会でも申し上げました。以上です。

○近藤議長 三村委員。

○三村委員 意見とこれまでの経験について少しお話しさせていただきます。

現代の国民生活は、エネルギーというものがなしでは成り立たないという思いでございますから、エネルギーは水、食料、防衛とともに、国家安全保障の極めて重要な課題であると思っ

ております。そこで国として中長期的にぶれないしっかりとした方針を持つことが重要であるということを通し続けてきました。このことを申し上げておきます。

エネルギー施策の見直しの議論において、再生可能エネルギーの利用拡大、発送電分離、経済合理性の追求など、ハード、ソフト両面で既存の供給システムを大きく変えることに前向きな議論が行われているわけですが、議論に当たりましては、現実的な実現可能性についての慎重な評価をすべきと考えております。

そして、こういったエネルギーのあり方の部分について、これまでいろいろと実は先生もご存じだと思いますけれども、進めてまいりました。例えば、私どもは平成17年には県庁そのものをコジェネ化しております。こういうごちゃごちゃ議論が起きる前から、自前の電源確保ということ皮切りとして、平成18年には青森県エネルギー産業振興戦略ということを策定しまして、低炭素社会づくりを目指していこう、あるいは農山漁村における分散型電源を確立するべきだ。そういうことを含めて再生可能エネルギーの普及ということにかなりガッツリと取り組んできました。

その結果としてですけれども、例えば風力については日本一の設備容量、それでも31万キロ、これからも増やしますけど、成果も上げているわけですが、風況のよい適地は限られる上に、送電線の問題が出てきたり、あるいは農地の規制、優良農地を使って、先日ご指摘を受けてお詫びをするということもあるんですけれども、なかなか実際のところ立地が容易でないという中で、ここまで伸ばしてきました。

また、再生可能エネルギーが非常に不安定だということをお我々自らも感じたわけですが、電力系統につなぐための対策というものが非常に厳しいと思っています。現状では、日本で一番風力をやっているということは、火力を焚いて入れざるを得ない。要するに、化石燃料を一番使うという状況であり、自分としても低炭素社会を目指すと言いつつながら、こういう矛盾をしているということに大いに悩んでいる部分がございます。

しかしながら、それでも我々として、平成17年には世界初だったと思いますが、八戸というところで太陽光、風力、バイオマスでのマイクログリッド、分散型電力を目指していましたから、この実証試験とか、六ヶ所でスマートハウスの実証試験、あるいは太陽光を使っていかに系統等を調整できるかという試験等もしっかりと進めています。ただ、それぞれ本当のところ必ずしもうまく行っていないというところも現実としてございます。

こうして再生可能エネルギーの導入に最も積極的にやってきたという思いがありますし、最先端というものを直接行い、間近に見続けてきた者としては、まだまだ克服すべき技術的課題

が多いということもまたお話ししておきたいと思います。

2030年まで18年しかないという状況であります。原子力に限らずこれまで電力供給システムの構築には、多大な時間がかかってきたという経緯を考えた場合、この時間軸を踏まえた慎重な検討が必要ではないかと、いろいろなことをやって来た者として考えているわけございまして、供給安定性に懸念を生じさせる、私どもがやっている実証ならそれでもいいんですが、具体的に進める場合に供給安定性に懸念を生じさせることは絶対に避けるべきだと思っております。安全保障上もそう思います。

エネルギーミックスに経済影響を含めた総合的な検討が行われるということでございますが、こうすればできるはずといった机上の議論、レトリックを駆使したイメージ重視の姿勢ということは厳に慎み、地に足をつけて現実を踏まえた本当に実現可能なエネルギー政策が提案されるよう、私ども現場をお預かりしておりますから、国民の生活を守るという観点から責任のある検討をお願いしたいと、今日はそのことを申し述べたいと思っております。

○近藤議長 ありがとうございます。

八木委員。

○八木委員 ありがとうございます。電気事業連合会の八木でございます。

この基本問題検討会におきましても、私ども事業者の意見を聞いていただく場がございまして、このエネルギーミックスのあり方について、コメントさせていただきましたが、改めて今後の議論、基本問題委員会で検討されるに当たりまして、事業者の考えを少し述べさせていただきますと思います。

今日の資料を拝見いたしますと、この基本問題委員会の中では、原子力の発電比率がゼロになるという選択肢も含めて、いろいろ示されておりますが、原子力依存度が低下していくということは、3つのEという観点、我が国のエネルギー需給率が4%という現状とそれから温室効果ガスの排出抑制、そして火力燃料への依存による経済活動への影響など、こうした観点から大きな課題が考えられます。

1例として今年のエネルギー環境会議でも仮に原子力発電をすべて火力発電で代替すると年間約3兆円の燃料コストが増加するという評価もございまして。また、加えまして、今まで原子力政策を信じて、原子力とともに共生してきた立地地域との信頼関係が損なわれ、またそれが大きな社会的な影響を生じさせることも忘れてはならないと思っております。さらには原子力発電に未来がないという環境で、安全を支える優秀な人材が原子力に集まるとは考えがたく、人材確保が難しくなれば、国の方針であります原子力の国際展開や国際貢献にも支障が生じるという

ふうに考えております。したがって、今後のエネルギーミックスを検討するに当たりましては、以上のような観点を総合的にそしてかつ定量的に、そしてまた時間軸を踏まえた実現可能性、こうしたことを十分に検討していただきたいというふうに思っております。

私ども、事業者といたしましては、原子力発電所は、安全の確保が大前提という下でやはり将来にわたって重要な電源であるというふうに認識しております。したがって、これまで同様、国のエネルギー政策の中にしっかりと位置づけていただきたいと考えております。以上でございます。ありがとうございました。

○近藤議長 首藤委員。

○首藤委員 私自身はエネルギー政策そのものは専門でないからかもしれませんが、大変素人的なご質問で申し訳ないんですが、今、ご説明していただいたものは表の右上のほうに省電力量は10年度比マイナス10%と想定というふうに、ポンと置かれていて、その前提の中で原子力なのか火力なのかという、そのミックスの割合のことを選択肢と出されて、いろいろと考えていらっしゃるというふうに伺いました。私の直感的な素人的な感覚かもしれませんが、割合をどうするかの前に先ほど来、出ていました生活の水準を落としてでも我慢してみんなが生活するのかということも含めて、そもそもどのぐらいエネルギーを消費する世の中を選ぶのかというその選択肢はなぜないのかなというのが非常に基本的な疑問でして、必要な量はこうと置いて、ミックスの議論をする前に、私たちがどのぐらいエネルギーを使って、成長でないなら停滞なのか維持なのかも含めて、どんな世の中を目指すのかという選択肢の議論というのは、こちらの基本問題委員会ではどのようにされたのかということをお教えいただければと思います。

○近藤議長 どうぞ、山地委員。

○山地委員 先ほどの発言のときに、伴委員の発言に対するお答えというカリスポンスを忘れていました。伴委員からはFの私のところのこの35%に私自身があまりこだわるものではないという発言があったのですが、それはちょっと受け取り方が違って、ここは5,000万というのは概数の数字ですから、意図としては福島事故直前のころの水準を維持するということですので、4,500万から5,000万ぐらいで、したがって35%という数値は厳密なものではなくて、30%程度と考えていただいても良い。そういう発言でありますので、Fがいないと言ったつもりはないです。

○近藤議長 それでは、又吉委員、先にいたしましょうか。

○又吉委員 質問というか要望なのですが、このAのところでもエネルギーミックスの将

来経路がどうなるかを専門家が予測し、というふうなメッセージがあるんですけども、私も実現可能なエネルギーミックスを今後議論する上では電源開発、燃料調達、グリットのオペレーションすべてをご存じの現場の声を反映できるような議論の方向性というものをぜひ今後ご検討していただければと思っています。以上です。

○近藤議長 海老原委員、それから金子委員。

○海老原委員 これはむしろ議長に対する質問なのかもしれませんが、先ほどのお話だと、ベストミックスの話を4月末までで決める。これは完全に1つの案になるのかどうかわかりませんが、いずれにしろその辺まではこれからマクロ経済分析をやったりして決まらないというお話だったと思いますけれども、そうするとこれは見ていると0%もありますし、仮にここで0%と結論が出ると、うちの会議は一体何を議論するんだろうかという気がします。他方、4月末までベストミックスが全然結論がでないということになると、それまで何を議論するんだろうという疑問を感じます。その辺、両方の会議の関係がどういうふうになるのかということをお聞きしたいと思います。

○近藤議長 少なくとも基本問題委員会は2030年の数字を議論しているという理解をしていますが、違いますか。そちらに答えていただきましょう。

金子委員。

○金子委員 先ほど問題だと思うのは、八木委員の発言で、事業者としてというのが繰り返されたのですが、原子力委員会の大綱の策定会議の委員として発言していただきたいと思っています。総合エネ調の基本問題委員会でも参考人としてしゃべっているはずなんです。だから、本来、あるべき発言ではないと思います。ここは、事業者の利益を主張する場ではないと私はそう思います。又吉委員が言うように、現場の意見を反映するという意味では、参考人でしゃべるべき立場だと私は思います。

それから、省エネの問題も先ほどの質問に加えて、先ほど首藤委員から出ましたので、10%みたいな想定根拠がどこから出てくるのか。その想定もかなり違くとエネルギー全体の構成も違ってくるのではないかと思います。そこでの議論はどうだったのかという点が1点です。それから、先ほどの質問の繰返しになる面があるんですが、ちょっと説明不足だったので、提出資料の11ページに、急いで昨日つくったのでちょっと不正確かもしれないんですけども、このパーセンテージが願望なのか、客観的なベースなのかという点に関してです。この表は運転開始日から単なる経過年数だけを2030年で書いているだけですが、福島原発の事故を踏まえれば、40年近くになるような原発が事故を起こしている。それがどういう因果連

関があるかは詳しくはまだわかっておりませんが、少なくとも細野環境大臣によって40年廃炉を原則とするという予算線がまず引かれているわけですね。その状況の中で2030年に、どれが40年に達するかは客観的にはわかるわけです。その上で、40年という原則をあえて破るという想定がなされ、確かに60年という例外もありますが、例外が最初から想定されているような計算が（50年廃炉という意見もありますが）出てくるんですけれども、そういうのはあり得るのでしょうか。

つまりまずは我々で言えば、予算線が引かれていて、その制約の中でやるとすれば、老朽原発はどの程度動かすつもりがあるんですかということと、実際に20%という数字も含めて考えてみて、40年の原則をリジットにやると、2030年時点で19基しか残らなくなってしまう。つまり54基のうち19基しか残らない状態で、どうして20%以上が達成できるかと言ったら、新增設をするか、老朽原発を動かすか、2つの選択肢しかないのです。簡単に場合分けして、それぞれの選択肢において国民にわかりやすく新增設をどのくらい想定しているのか。あるいは老朽を動かすのがどのくらい想定しているのかという数字は客観的には出てくるはずなので、それぞれ場合があるでしょうけれども、組み合わせによって、そのところを明示していただかないと、国民が福島事故を踏まえて何を選択しているかわからない。アバウトに何%、何%と言われてもわからないんです。それはほとんどの国民にとっては何の意味もないことなので、もう一度そのところについてもぜひ簡単に、数字はお持ちだと思いますので、それを教えていただければと思います。以上です。

○近藤議長 浅岡委員、短くお願いします。

○浅岡委員 基本問題検討委員会がとても精力的にやっていたらしゃる様子を私もオンラインで放送をいただいておりますのでできるだけ拝見するようにしております。近藤委員長がお話に行かれましたときの、こちらでの意見分類1というものについて、この委員会の中で、これは残すべきではないという意見が相当それなりに私は出ていると認識しておりますけれども、そのことをしばしば私も書いて出してしておりますけれども、そちらの委員会には伝わっていないと思いました。ここで改めてお伝え申し上げます。

なぜそう考えるかということについては、山地委員から設備容量において、この事故前の状況であるというようなことを改めて今回基本問題の意見の中に出してこられたことによって、より、そう思うようになりました。それは客観的に想定として無理がある、今は時間もないので申し上げますが、ご案内のとおりだと思います。ゆえであります。

それに加えて、先ほど首藤委員でしたか、省エネにつきましてはマイナス10%を想定

と書かれている。これを前提としているということではありますが、このマイナス10%というのは、1兆kWhの10%マイナスという趣旨なんでしょうか。それともそれもまた変更がある、それからベースラインが変わり、それから10%減というそういう趣旨なんでしょうか。

もし1兆からでいきますと、山地委員のご意見というのはもう40%近い話になるのではないかと思いましたが、ご説明いただきたいと思います。

○近藤議長 それでは、その辺で……。

まだですか。

○八木委員 今、金子委員からご意見がありましたので、電気事業者として利害関係の立場からしゃべっているのではないかというご意見でございますが、私どもは電気事業を代表いたしまして、我が国の将来のエネルギーをどうあるべきかという国家的な国のあり方という視点から代表としてしゃべっておりますので、決して利害関係ということではなく、将来どうあるべきかということを事業者の代表としてしゃべっておりますのでご理解いただきたいと思います。

○近藤議長 それでは、事務局、よろしく願いいたします。

○後藤総合政策課長 貴重なご意見をありがとうございました。

Fの取扱いについては山地先生からお話があったとおりにかと思っております。Dの中でも20%位置づけが複数ではないかというお話はその場でも出ておりますので、伴委員からの補足のとおりにかと思っております。

それから、金子先生のほうから、40年で廃炉の原則、何でもこういう話になるんだということですけども、正直個別の、まだマクロ分析の段階であって、どこがどうなるという議論は全くしておりません。ですから、具体的にどうなるというような想定の上で数字は出しておりません。また、委員の先生方からいただいた意見も、そこまで持っている、自分の頭の中に考えがありと言った先生はおられますけれども、すべての先生がそういうふうになっているとは認識しておりませんので、これはまた今後議論を詰めていって、国民に提示する段階でもう少しわかりやすくというのはご要望として承りました。

それから、省エネの話が何人かの先生から出ていると思いますが、この10%というのは、今2010年の実績が大体1兆1,000億kWhになっておりまして、それから2030年、現行比10%減という意味の10%になっております。実は、経済成長率のところについてもいろいろ議論があり、私どものある意味成長戦略の1.8%を使う場合、それから内閣府の慎重シナリオ使う1.1%の場合、それからもっと低い0.5%、もしくは0.3%を使う場合と幾つかの量を決めて、そこから議論を始めるべきではないかという議論がなされておりました。全部計算するのが一



番いいとは思っておりますけれども、やはり私どもの物理的な限界もあり、内閣府で出している、政府のやっているというところもあり、内閣府の慎重シナリオをベースに考えるということできたいということで、あとは感度分析とさまざまな手法を使いながら、いろいろ調べていくということで、一定の了解を得ているというふうに思っております。仮に、1.1%で計算すると、2030年の推計は、BAUでは1.2兆kWhになるということでもありますので、その1.2兆から考えますと、1兆kWhという数字の2割減になっております。ですからそのBAUからは既に2割減ということで考えていて、その先、どこまでできるのかというのは、最後いろいろ議論がありまして、これもまた引き続き検討課題になっているという認識になっております。私どもまだ委員の先生方と議論をしながら、これがもっと深掘りできるのかできないのかということはいろいろ詰めていきたいと思っております。

ライフスタイルをどう変えるのかという議論も出ておりまして、3割節電というのは何を意味するかと言うと、現行の生活を維持するのであれば3日に1回停電をするようなことを強要するかというご意見もあったのも事実でございますので、本当に何ができるのかは正直ライフスタイルという意味では、大きな変革でそれをどこまで盛り込めるのかというのは、また別の問題があると思っておりますけれども、節電をしていくこと自身に関しては、全体としては同じ方向性になっているのではないかと考えております。

それから、三村委員から話がありましたのも、系統電力の話、それから時間がかかるという話でございますけれども、系統電力、省エネの比率を上げるとバックアップ電源が必要になるというのは中でも議論が出ておりまして、たしか柏木先生だったかと思っておりますけれども、数字も込めてご発言があったので、ここの辺は今後検討していく上では重要な論点だというふうに思っております。

時間軸を考えて議論するということなんですが、ちょっとそこは先ほど原子力をどう考えるんだ、建てていくのか、ある意味でシャットダウンしていくのか、表裏一体かと思っておりますけれども、そういう意味ではそこまで綿密な分析はしておりません。ただ、今後、再生可能エネルギーを入れていく上で、系統安定化コストをどう考えるというのは実は国家戦略会議のほうでもそこについてはまだ宿題になっていると思っております。次回以降私どもは系統安定化コストについては、議論を深めてまいりたいと思っております。

それから、ゼロが入っているというお話ですが、これはある意味で国民に今後選択肢を提示していくという意味では、委員会の中ではゼロという意見を出していただいた委員が相当程度の数おりましたので、それは排除せずに議論していくことだと思っております。ですから、ゼ

ロになるのか、20になるのか、果たしてそれより上なのかというのは正直今後の議論によりますので、私どもは予断をもっておりませんが、先ほど申し上げたように、ゼロも含めたマクロ分析をいったんやり、その後また数字についてはまた議論を深めてもらって、5月のしかるべきタイミングでエネルギー・環境会議に報告をして、さらに国民的議論をやって、最後エネルギー基本計画をまとめていくというのが大きなプロセスだと考えております。多分その過程ではゼロも含めた幾つかの数字が出てくるので、必ずしもゼロに決まったわけではないわけですから、当然原子力委員会でもいろいろな議論をしていただいて、私どもと一緒に検討を深めていただきたいということだと思います。

もう一つ申し上げれば、あの場でも出ておりましたけれども、使用済燃料というのは既にもう厳然たる事実で残っているわけでありますので、バックエンドの話というのは、原子力委員会のほうに国家戦略室から、エネルギー・環境会議から与えられた大きなミッションではないかというふうに理解しておりますので、引き続き議論していただいて、一緒になっていいものをつくっていきたいと思っております。以上です。

○近藤議長 ありがとうございます。

○浅岡委員 お返事がなかったのですが、細かい数字はいいので、すみません。資料2-2で2010年度26.4%とありますが、山地委員からいろいろな説明がありましたが、これを2010年に直しますと数字が電事連のようになるのでしょうか。それともまた違う数字なんでしょうか。対象が違うとおっしゃるということ……。

それから、もう1点だけ聞かせてください。B案は、直ちに全部止めるというようなご意見を含んでいたのでしょうか。

○後藤総合政策課長 すみません、ちょっと数字の話ですが、実は私どもの数字はエネルギー全体なのでもっと言えば、将来的にはコジェネレーションとか、ある意味分散型電源が増えていくということを想定しつつ議論してございますので、最後の数字はある意味で自家発とかコジェネを含んだ数字になっております。ですから、電力会社の発電電力量、もしくは販売電力量とは数字が異なるということになるかと思っております。

それから、Bのところには即やめるという意見が入っているのかというご質問ですが、これはもう先生方のご意見なので、当然私は入っているのではないかと考えております。これをとりあえず2030年断面で切ったときもゼロだし、もしかすると2020年断面の議論をしたときもこちらの先生方は当然ゼロということをおっしゃることになるのではないかと思いますし、ただそこはとりあえずは2030年のということなので、ある意味で、一時点を切ったタイミングで

どうなっているか。当日の議論でも前と後ろをどう考えるかということもちゃんと議論すべきだというお話もございましたし、もっと申し上げれば、中央環境審議会との関係でも、2020年の数字はどこかのタイミングで私どももお示しする必要があると考えております。

○近藤議長 それでは、議論の途中ということだと思いますので、今日のここでのご意見も参酌していただいて、引き続き検討されることを切望するということでこの議論を終了させていただければと思います。おっしゃられたスケジュール感で仕事をされ、恐らくは国民に問うときにも選択肢を幾つか提示するという作業をもしるとしますと、私どもとしてもそれに対応して、作業していく必要があると、それが責任だというふうに理解しております。

どうぞ、知野委員。

○知野委員 今、委員長がおっしゃられたことともつながるんですが、これを一般国民に提示されても、ちょっとわかりにくいというか、どう理解していいのか出された側はかなり苦しいことになるのではないかと思います。つまり表現をどうされるのかということです。というのは、A、Bとかに書いてあることが、それぞれに固有のことではなくて、例えば事故の教訓を活かすというのは、どこにでもつながることありますし、安全性を高めるということも同様です。かつゼロと5というのはなんとなくイメージを抱けても、20と25というのはどう考えたらいいのかと。その裏にあるものは一体何なのかということが、今この資料には、委員の意見だけは書いてあるのですが、それを読んでもどういう図を描いてこういう数字を出されているのかということがわからないと思います。もう少し何か表現を工夫される必要があるのではないのでしょうか。

○近藤議長 当面は、実況中継されていますので、それをじっと聞いて付度するしかないのかなと思いますけれども、国民に意見を問うときには、そういう配慮が必要であることはたしかで、私どもそういう局面に至りましたら、我々のアウトプットについてそういうチェックをする必要があるかなと思います。

それではこの議題は終わってよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題にまいります。次は、原子力発電核燃料サイクル技術等検討小委でございますが、昨日、会合を持ちまして、そこで核燃料サイクル施策のシナリオ設定や評価軸の考え方について議論がなされましたので、その検討状況について、鈴木座長からご報告をいただければと思います。

鈴木さん、よろしく願いいたします。

○鈴木（達）委員 資料の3-1と3-2を使って説明させていただきます。

技術検討小委員会のほうは、私が体調不良を起こしまして一回キャンセルさせていただいたものですから、委員の方々にはちょっとご迷惑をかけまして、今回の議論も実は今日本来ならば第2ステップの終了の報告ということだったんですけども、多少まだ議論の途中という段階ですので、今日はこの3-1、3-2の資料を使いまして、昨日の議論の幾つかの論点をご紹介させていただくということにしたいと思います。

まず、第1のほうですが、第2ステップに向けて指摘された重要課題、ここは第2ステップの中で、3つの重要な課題というのを委員の方々からご指摘いただいて、2ページをちょっとめくっていただくと出ていますが、エネルギー安全保障問題、特にウラン燃料供給問題、それから使用済燃料の管理、貯蔵問題、それから核燃料サイクルを巡る国際的視点ということについて、それぞれ議論を重ねてきました。それについての論点を一応課題としてまとめてみましたということでありまして。これを昨日説明させていただいて、幾つかコメントを含めてご紹介いたします。

まず、エネルギー安全保障問題ですが、第一に原子力発電という発電技術の特性として火力発電に比べますと、燃料サイクルの選択肢にかかわらず非常に供給安全性が高いということで、燃料危機への抵抗力が高いということが確認された。ただし、原子力発電は事故などによる長期間停止とか、今回のように集中立地に伴う大規模離脱のリスクということもエネルギー安全保障上重要な課題であるということがまず第1点です。

それから、ウラン燃料供給について言えば、今後2、30年を考えますと、中心国の需要の急増に伴う短期的なウラン市場の需給ひっ迫というリスクがあるのではないかと。あるいは化石燃料の価格が急騰した場合にもウラン価格は上がる。これに対して、現状を考えますと、天然ウラン供給国というのは比較的分散していて安定しているんですけども、特に濃縮ウランの場合には、寡占度が高いので対応が必要であるというご指摘がありました。

長期的にはウランの資源量、これは確認埋蔵量と推定埋蔵量を合わせますと、今後50年程度の需要は世界規模で多分十分に満たせるという認識がありますが、その後資源制約が顕在化する可能性があるという資料を提出させていただいたんですが、実は現在の資源量と究極埋蔵量までも含めますと、かなりの量がありまして、伴委員からは需要の伸びが大きすぎるのではないかとのご意見がありましたので、多少この文章は後で修正させていただきます。

4ページには、それに対して燃料サイクル政策として、どういう対策が必要かということで、3つ、短期的、中期的、長期的ということで書かせていただいております。短期的な対策としては、これも燃料サイクルの政策にかかわらず、天然ウランや濃縮ウランの供給先の多様化と

か、海外から日本の場合には輸入していますので、輸送ルートの多様化、備蓄などが有効ではないか。この輸送ルートの多様化については時間的にどれぐらいでできるのか確認させていただくというコメントをいただいております。

それから、中期的にはリサイクルによる資源の節約、自ら資源開発に投資するなどの対策が必要ではないか。それから、長期的には資源政策を緩和する技術の開発がやはり必要だということで、ここでFBRを挙げさせていただきますがそれ以外にもいろいろ技術があるということは、技術選択肢の議論でもありましたので、ここもちょっと文書を修正させていただきます。

それから、5ページに入りまして、使用済燃料管理のほうですが、世界の動向をご専門家の方にご報告をいただきまして、これは世界的にも使用済燃料の管理、貯蔵問題が最もひっ迫した課題であるということで、これは直接処分、リサイクルにかかわらず非常に重要な課題である。それから、技術としてはプール貯蔵、乾式貯蔵、あるいはサイト内、サイト外など、安全に管理できる貯蔵方式が多様に存在するということでもあります。それから、政策の選択に柔軟性を与えるという意味でも、この使用済燃料の貯蔵というのが非常に重要な意味を持つということも確認されました。

それから、長期的な傾向としましては、これはある調査によるものでありまして、本当かどうか今事実確認をさせていただきますが、リサイクルを選択、維持する国が増えている。それから、当面は長期貯蔵という国が増えている。現実には事実としては当面は長期貯蔵という方向の傾向が増加しているのは事実ではないかというご意見をいただいております。世界的に見ますと、集中貯蔵施設の立地というのが実現している国が少なく、ここも事実的に社会的に困難なのか、あるいはオンサイトで貯蔵していれば問題ないということで、集中貯蔵施設が少ないのか、その辺もちょっと事実を確認して文章を変えたいと思います。

6ページは、国内の問題でありまして、国内では、貯蔵能力が満杯に近づきつつあり、これが非常に重要な課題であるということで、現状ではなかなか拡大の余地が少なくなりつつある。それから、むつ市におけるリサイクル燃料貯蔵の中間貯蔵施設は、再処理することが前提であるということで、これはご質問がありまして、実際にちょっと確認いたしましたところ、青森県、地方自治体むつ市と事業者の間で再処理を前提ということで貯蔵することが決まっております。それから、今後はオンサイト・オフサイトにかかわらず、貯蔵能力の確保が最大の課題であるということでございます。

次に、燃料サイクルを巡る国際的視点ですが、ここではまず第一に福島事故以降も世界的に原子力発電がまだ広く用いられる傾向にあること、これは変わらないので、日本に対する期

待は継続している。特に、いわゆる3S、safety、security、safeguardsの面で日本は先進国としての役割と責任は非常に重要であるという認識。一方で、事故によって、原子力安全核セキュリティの分野で信頼性が揺らいだという見方も紹介されました。それから、原子力の伸びにかかわらず核拡散、核テロへの懸念は国際政治上重要な課題であるということが確認されました。

8ページにまいりますと、日本が核燃料サイクルの能力を持つことの意味ということの議論が行われまして、非核保有国でありながら持っているということは独特の位置づけにあるということで、3つここでは書いてありますが、大きくはプラスとマイナスという見方がありまして、1つは平和利用に徹した核燃料サイクルを有するある意味では模範国である。核拡散抵抗性の高い技術開発を通じ、透明性を高めている。ある意味で非常にモデルとしてふさわしい国だという見方と、一方でプルトニウム計画が遅れたり、在庫量が増えていることに対する懸念もあるという見方が指摘されました。

それから、サイクル能力所有、日本にかかわらずやりたいという国は、奪い得ない権利としてやるのではないかという見方が指摘されました。これについては、伴委員からやはり日本のサイクル能力の所有がほかの国にもいろいろ影響を与えるのではないかというご指摘もありました。

次に、9ページですが、核燃料サイクルの施設や技術の拡散をできるだけ避けようという意味での多国間の枠組みの議論がありましたので、これについて議論させていただいて、結論としましては、今後、日本の核燃料政策を議論する際にはこの世界の核拡散・セキュリティリスクへの低減ということに積極的に貢献すべきだというこの視点から政策を議論すべきだと。具体的には日本の一国完結主義という枠では、なかなか難しいのではないかという見方と一方、日本の国としての権利ということも重要であるという指摘がされました。

以上が大体重要課題、これが次の第3ステップの評価の評価軸につながりますので、こういった議論をした上で評価軸の議論に入っていったということです。

次の資料3-2のほうを見ていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、シナリオ評価における評価項目について議論していただきました。ここでいろいろ書かれていますが、大きなポイントとして評価軸を議論する上では、短期、中期、長期、それぞれで評価軸が評価すべき重要性が変わってくるだろうと。例えば、エネルギー安全保障は短期でも重要だけれども、長期的なウラン資源量のほうが重要なのではないかと、それから、最近、特に現在では、社会受容性が重要なのではないかと。今の段階では

将来の不透明性を考えると、柔軟性が大事ではないかとか、幾つかコメントがありましたので、ここの評価項目についてはそのコメントを踏まえて改めてまた短期、中期、長期にわけて整理させていただきたいと思います。

それから、こういった評価軸を踏まえて、いよいよ今後シナリオの選定というところに入ります。このシナリオの選定として、前回ご報告させていただいた全量再処理、それから再処理・直接処分並存、それから全量直接処分の3つの政策選択肢ごとに、時間軸に沿ってどういふふうな可能性があるかということを検討していくということで、4ページにちょっと複雑な絵になっておりますが、短期、中期、長期、これは今回の我々の議論では短期を当面5年間程度、それから中期を2030年ごろまで、これはエネルギー問題委員会の議論に合わせました。それから、長期はそれ以降というふうに段階ごとにどういうステップがとれるかということ再処理や使用済燃料の取扱い、それから技術選択肢で議論した選択肢を組み合わせしつつ、シナリオを書いてみましょうということでもあります。

実際には事務局といたしましては、3つの大きな代表シナリオをまず出させていただいて、これについて昨日議論していただきました。6ページにあるのが、まず全量再処理の代表シナリオでありまして、これは再処理を現有施設で再処理し、残りは貯蔵し、引き続き使用済燃料を全部再処理して、最後は高速増殖炉及び高速炉につなげていくというシナリオであります。2番目の再処理直接処分並存シナリオの代表シナリオは、既存の現有施設で再処理をするんですが、再処理されていないLWR使用済み燃料や、その次に出てくる使用済MOX燃料については、中期の段階で再処理するか直接処分をするかを決定するというのが2番目の代表シナリオであります。

それから、全量直接処分の代表シナリオは、現時点で再処理は中止し、現在持っているプルトニウムだけをプルサーマルで燃やし、すべて長期貯蔵に回して最後は処分にするというシナリオを説明させていただいたところ、幾つかコメントがあったんですが、重要なコメントとして、まずシナリオとして明確に、wait and see、留保というシナリオ、それを組み込んだシナリオをつくるべきではないかというご意見が非常に多かったので、それについては、wait and seeの間に、何を検証して、5年なら5年後にどういう条件なら再処理をするか、あるいは直接処分をするかというそういう中身もちゃんと議論すべきであろうということで、それについては引き続き議論を続けるということになりました。

例えばということで、挙げた例としては、プルトニウム利用計画が明確ではない現状では待つべきだと。利用計画が明確になった時点で再処理をするというのが1つの考え方。六ヶ所

再処理工場の本格操業の見通しが立つまではwait and seeだとか、いろいろ幾つかのオプションがありました。あるいは、長期的に長期貯蔵をして、FBRの開発が明確になるまではwait and seeというご意見もありました。結論といたしまして、ちょっと時間がなくなってきましたが、我々は定量評価をしなければいけませんので、10ページ以降、幾つかの絵がありますが、今日のお話でエネルギー問題調査委員会の数値に合わせることで、現在は原子力比率1、2、3というシナリオを10ページの絵で書かせていただきまして、35%、20%、0%、2020年に0%という3つの原子力比率に基づいて定量評価をしようということで、昨日合意をさせていただきました。それから、wait and seeについてはとりあえず定量評価としては、5年間の再処理工場が動いていない状況をまず定量評価し、それを次回の会合で発表して、引き続き議論を続けていくということになりました。

ちょっと時間が足りなくなりましたが、もし検討小委の委員の皆さん、出ている方がいらっしゃいますので、追加があればぜひコメントをお願いしたいと思います。よろしく願います。以上でございます。

○近藤議長 どうもありがとうございました。

それでは、小委の委員で何か追加はございますか。多分十分な説明があったと私は理解しましたが、もしどうしてもこのことが追加すべきだということがありましたら、よろしく願います。よろしゅうございますか。

それでは、ただいまのご説明に対する質問、あるいは関連したご意見をよろしく願います。

三村委員。

○三村委員 念のため発言しておきますが、今回、こうして選択肢として3つのシナリオ評価が行われるということでございますが、前回、要するに現行の大綱を策定する過程でも4つのシナリオについて、今回とほぼ同じ10項目の視点から評価したとっております。そして、議論した結果として、使用済燃料を再処理することが基本の方針とされたものと認識するところでございます。その方針がございましたので、私どもとして、県といたしまして、再処理施設への使用済燃料の搬入、大変課題がございまして、海外からの高レベル放射性廃棄物の搬入、あるいは中間貯蔵施設の建設が進められておりますが、これらいずれも国策への協力という県民の皆様方のご理解というものがございました。それで実現できたということを改めてご認識していただきたいと思っております。

また、鈴木先生からもお話がございましたが、中間貯蔵施設ということで、むつの話がござ



いましたけれども、これは再処理をするということが前提でございまして、中長期的な政策としての見通しということがございましたから、これがつくられているということも忘れないでいただきたいと思います。

今回の資料に全量直接処分、あるいは再処理・直接処分並存では、この直接処分までの使用済燃料の貯蔵が必要ということでございますけれども、直接処分は我が国では事実上これからその概念検討、あるいは研究開発が進められるものというふうに考えるんですけれども、そしてさらにいつになるかわからない直接処分までの使用済燃料の貯蔵が単に政策の先送り、モラトリアムのための貯蔵ということの意味するのであれば、その新規立地は相当困難になるというふうに想像するところでございます。これまでの私どもの経験からですが。

いずれのシナリオを進めるにしても、地域の理解、協力は不可欠でありまして、その評価に当たっては、この観点についてより現場的な感覚を持っていただければと考えております。政策変更コスト、コストという言葉がふさわしいかどうかありますけれども、これを含めまして楽観的評価は避けるべきだとお話ししておきたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、私どもが高レベル放射性廃棄物の貯蔵や中間貯蔵施設を受け入れておりますのは、あくまでも使用済燃料を再処理するという、これまでの私ども日本国の原子力政策の基本方針が前提であるということ、何度お話してもなかなかご理解いただけなかったことがございますので、念のため、この段階でも申し添えておく次第でございます。以上です。

○近藤議長 伴委員。

○伴委員 昨日は、その定量評価条件のところについてあまり僕は準備ができてなくて、直感的にはこれはつくられた数字だというふうに思ったんですけれども、それはなかなか言う時間がなくて、それで今日意見として言いたいと思っております。昨日、言えなかったのは、現状維持というところの主張をしている山地委員がいらっしやらなかったのも、その問題を確認したいところができなかったということがあったからです。今日の確認ですと、新大綱策定会議の分類1を実現するために35というのをつくったんだと、こういうような話でした。

この10ページの説明を聞いた話で言うと、原子力比率については、30年が0なんです、多くの委員は20年で0だというようなことを言っている、それを反映させて20年で0にしたというふうな話でした。そうすると、この現状維持というのは、この前のところで後藤課長から説明があったように、1人なんです、主張されているのは。あとの人は複数、20とか25とかいうふうになっているわけで、この1人の人の主張、しかもここで分類1を持ってく

るためにつくった数字を採用していくのはいかがなものかと。これはやめるべきではないかというふうに僕は思っています。もし、その基本問題委員会のほうから持ってくるのであれば、その0、20、25とか、そういう数字を出すべきだというふうに考えています。

もう1点、数字合わせだというふうに言ったのは、エネルギー環境会議のところでコストのことをやったときに、設備利用率は70%でやるんだという話でいろいろと数字を出しているわけです。だけど、ここでは80%において、その50GWというのを出そうとしている。数字がうまく合うようにつくっているというふうに思うんですけども、利用率の条件を変えてやるのはおかしいというふうに思って、これは結局は50とか30というのを出すためにやっているのではないかということで、非常に恣意的なものではないかというふうに思います。ですから提案としましては、比率については、25、20、0というようなことをおいて、70%の設備利用率で考え直してはどうかというふうに思います。

○近藤議長 浅岡委員。

○浅岡委員 論点整理に出しましたものとも絡むのですけれども、今、鈴木先生からご説明いただきました資料3-1の4ページというのは、このようにするという趣旨で小委員会になったという趣旨なんでしょうか。ここにはまだ議論すべき点、いろいろな意見のある問題が加わっていると思うのですけれども、書き方がよくわからない。こうするんですと小委員会で決めたというのであれば私はおかしいのではないかと思います。

それから、今の資料3-2のほうの10ページから最後のほうに至るいろいろな数字、今後のシナリオが出ていますが、これも鈴木先生の先ほどのご発言ですと、聞き間違えていなければ、こういうことで試算することにしました、と聞いたように思います。今の伴さんの意見ですと、そうではないというふうに聞こえます。これの趣旨をこの資料3-2の10ページ以下の趣旨、これは冒頭には議論の途中であるというお話もございましたので、明らかにしておいていただきたいと思います。

その上でですけれども、先ほどの基本問題からの絡みですけれども、重点政策課題の整理ということで、事務局から出してきていただいているものですが、意見分類1は設備容量で考えているという趣旨なんでしょうか。どこにもそんなことは書いておらず、この記述を見る限りは、そのようには読めないのが普通だと思いますが、この資料3-2におきましても、山地委員の基本問題における提案におきましても、何かそれが当然であるかのごとくどこかで議論が進んでいるのではないかと。議論の進め方において、非常に懸念を感じます。一体、2020年というのがタイムラインとされている。これも文章のまとめの表現からは伺えるわけ

でありますけれども、明らかにしていただき、今後、3-2等のあり方についてももう一度議論し直さなければいけないと私は思います。

それから、冒頭に戻りますけれども、今日、私のほうで意見を出しておりますのは、山地委員は、5,000万kwレベルの原発の設備容量を2030年に持つという趣旨で、2020年に持つという趣旨とは書いておられないと、山地委員の意見の1つにおきましても、2030年のレベルです。しかし、この10ページを見ますとずっと今後そのレベルというような趣旨ですので、山地先生にどういう趣旨なのか、2030年にはそうなっているという趣旨なのか。2020年にそのようになっているという趣旨なのか。来年もそうだという趣旨なのか。ご説明をいただいておりますし、今日、出しました意見の中には設備容量で見ましても、電力量で見ましても、到底、今の福島事故の状況を考え、国民の意識状況や全国的な意識状況、あるいはその原発立地の近隣の方々の状況を踏まえましても、新增設は到底難しい、政治的にも言っておられるような状況等も考えまして、本当にリアリティがないし、こうした原子力政策大綱を決める原子力委員会というものが大きな役割を担っているという政策大綱を決める、国民に対して責任がある発言をしていくときの姿勢として、私は信じられないというか、もう少し現実感があるもの、とても大きな無理をする、危険な原発を動かし、新增設もしながらやっていくというような趣旨を含んだものとして、これ考えていくのか。今日はなかなかそのことを詰める時間はないと思いますけれども、考えていっていただきたいと、議論をちゃんとしていただきたいとお願いをいたします。それは今後の廃棄物がどれくらい出て、どのように対応していくのかのベースになると思いますので、中途半端にはできないと一つ思うところです。

それから、廃棄物処理のところ、何ともよくわかりませんが、wait and seeというので5年程度という話が出ていたことですが、こういう議論状況をお聞かせいただく中で、5年というものはwait and seeというポリシーに即したもののなのか。何を検討するのかという項目によりますけれども、責任ある政策として、もし本当に熟慮すべきものだと、私もそんな気がしてきておりますけれども、そうだとすれば、それにふさわしい熟慮期間を考えながらやるという姿勢が本来なのではないかなと、今聞きながら思ったところでもあります。以上です。

○近藤議長 金子委員。

○金子委員 伴委員、浅岡委員と重なるんですが、提出資料を見たら、私の資料よりはずっと浅岡委員のほう詳しく書かれているのを見まして、やはり0、20、35という数字の設定の仕方が恣意的だと思います。というのは、35を上を持ってくれば、20は真ん中に見えるわけ

ですけれども、25を一番上にすれば、10から15が真ん中になるわけです。それで0になるわけです。なので、これの置き方についてはもう一度再検討していただきたいという点が第1点です。

そのときに、第2に、ベースになっているのは、先ほどから出ているように、総発電容量なのか、販売というか、実績値ベースなのか、それも2番目に明確にしていきたいと思います。それで、先ほど申し上げたように、単純に40年の廃炉原則を適用すると19基しか残りませんので、20%以上の数字を達成するには、いずれにせよ老朽原発を40年以上稼働させるか、新規増設が必要となるはずですが、そういう選択をするということなのか。ちょっと意見分類4が4つあるわけですが、第1分類は僕もなくしてほしいと今も思っています。強く思っていますが、徐々に減らすシナリオとそれから一定を保つというシナリオを2つを含めても、やはりそれぞれ想定する数字のベースと客観的根拠が問題です。どのくらい動かすのかというのをはっきりさせた上で、シミュレーションを提示しないと、非常に誤解を与えることになるのではないかと思います。

提出資料で私も書きましたけれども、私も直感的に稼働率80%というのはこの前の計算と違うのではないかということは書きましたので、70%で揃えないと委員会としての一貫性を疑われることに多分なるといふふうに思います。

その上で、先ほどから出ているwait and seeの政策に関してですけれども、この4のシナリオの評価項目の経済性、産業への波及効果というところに含まれてしまっているのかもしれませんが、明示的に書かれていないので、何度か私は主張しましたように、もんじゅも六ヶ所村の再処理施設もそれぞれ15年とか、計画時から言えば六ヶ所は20年稼働してなくて、公表の数字だけでももんじゅは既に1兆円かかっているわけです。それから六ヶ所村の場合は、設備だけで2兆2,000億に膨らんでいて、なおかつ積立金を稼働していないのに減価償却と人件費で取り戻して支払っていますので、提出資料に書きましたので、細かいことは言いませんが、2010年に増資や資産除去債務とか、廃止措置資産とか、ちょっと通常の企業会計ルール、手続とは違う、理由も一応つけてはあるんですが、行われているんです。非常に不透明でわかりにくいです。けちをつければいくらでもつけられる内容だと私は思います。

そこで必要なのは、wait and seeをやるならば、日本原燃に対して通常の会社の会計ルールを適用して、そして国民負担が見えるようにしてほしい。もう1つはその上で、ステップ1でもう終わったことになっているんですけれども、どうも有価証券報告書もどきの会社概況書も最近出てきていますけれども、過去のものを見ていても、やはり動いてないことによって、

「隠れたコスト」が発生してしまっていると思います。それをやはりきちんと表に出して、それから将来の選択についてもきちんとした選択肢ごとにコストを出して、そしてそれを比較、もしかしたら新しい技術が出るかもしれませんが、とりあえず選択のわかりやすい形で、国民負担を見せていくということがとても大事な作業ではないかと思えます。

それは前にも申し上げましたように、2004年の時点でやはり六カ所村の再処理施設が動かない中で不確実性が問題になって、そのときに会計がやはり非常に仕組みを変えられたということがあるので、既に不確実性は現実化しているのです、やはり今後どうするかということに関して、技術的な検討以外に具体的にあるものについても、コストを含めてきちんとどうしたらいいかということを考える必要があります。隠れたコストを含めて国民負担についてきちんと項目に多少ともきちんと明示的に入れていただくということをしていただきたいというのが強い要望です。

○近藤議長 山地委員。

○山地委員 浅岡委員からご質問があったので答えます。私が基本問題委員会に出した5,000万kWは2030年時点、その断面だけです。

それで、資料3-2の10ページ目を見ると現在からずっと5,000万とか、落とす場合も5,000万から落ちているということは現実と違います。ここは当然ですけれども、現実をある程度反映させる必要がある。ただし、基本問題委員会でもいつも言っているんですけれども、エネルギー政策の選択肢を示すことにしても、それから1つに決めるにしても、不確実性もものすごく大きいのです。その中の一番大きな不確実性の1つが直近ここ5年ぐらいの原子力の稼働状況だと思います。だからそこはwait and seeという言い方とちょっと違うんですが、やはりそこは見極め期間というのがいるのではないかと思います。それを基本問題委員会でも申し上げております。こちらの新大綱策定会議でも同じことが必要かと思っています。

○近藤議長 山名委員。

○山名委員 先ほどから原子力比率の考え方についての意見を申し上げたいんですが、今、我々、燃料サイクルを評価する上で、大事なのはやはりある種の幅をもってどういうケースだったらどれぐらいのものがどれぐらい出てきて、どう管理できるかを量的に比較検討することなんです。これは、ある代表的な数字を選択するという話ではなくて、むしろケーススタディに近い話であります。そのときに当然使用済燃料は過去に貯まっている分と今後出てくるもの、それからリサイクルするのであればプルトニウムをフィードバックをしていく炉のキャパがどれぐらいあるか。そういった何がどれだけ貯まっていて、どういうふうに使えるかという全

体像を量的に見ていかないと駄目なんですね。

であれば、このスタディは、0、20、35の10ページの絵の組み方はいろいろあるとしても、ある程度の幅を持ってやっていくのは恐らく妥当だろうと。それで、そういう意味で35を上限にしているのは、35がいいのかどうかは、基本問題委員会との関係もありますが、ある不確定性をもった幅を見る上で、35ぐらいでいった場合に使用済燃料の累積トン数としては、20に対して2割ぐらいアップになるケースが多分なるんです。そういうケースも含めてやっておくというのは、決して損にならない。そういう場合にはどういうバックエンド像があるかというのをしっかり見る必要があるし、20の場合も0の場合も見ておく必要があるということです。

そういう意味でここで別に原子力比率を強制的に決めるとかいう話ではなくて、ある程度の幅をもった評価を進めるという意味で、今回、小委員会が設定している幅、設定の幅として私は結構妥当なものだというふうに思っております。とにかくそういう設定において、量的評価を粛々と小委員会で続けていくということで、お願いしたいと思います。

○近藤議長 南雲委員。

○南雲委員 第3ステップのシナリオ選定についてご説明がありましたが、核燃料サイクルに関係する産業には相当数の労働者が働いております。こうした労働者は核燃料サイクルにおいてどのシナリオが選択されるかによって、雇用や生活に大変大きな影響を受ける身です。特に、核燃料サイクルに関するシナリオが大幅に変更されれば、労働者はこれまで蓄積してきた技術、技能が無意味になるという損失を被る恐れがあります。国の政策の変更に伴い産業構造が急激に変化していき、労働者が悪影響を受けることは回避すべきです。産業構造変化があまりに急激であれば、地域に与える影響は甚大であり、あわせて労働力のシフトのための教育訓練などが間に合わないこととなりますので、シナリオ選択に当たっては、そうした地域、労働者への影響にも配慮すべきであると思います。

また、国の政策としてシナリオを選択するからには、技術的可能性だけではなく、政治的な可能性、実現可能性を念頭に置く必要があると思います。したがって、仮に全量直接処分というシナリオを選択する場合は、再処理事業を推進することを前提に青森県において一時貯蔵していただいている廃棄物をどうしていくかについて、実現可能な答えをもっている必要があります。そうした答えとセットでのシナリオ選択を議論すべきであるということを申し上げておきたいと思います。

○近藤議長 松村委員。

○松村委員 ずっと議論されている10ページの図に関してです。この性格を明らかにさせて下さい。ここの部分はここで決めたのではなく、基本問題委員会で出てきたシナリオを使うということです。原子力発電比率に関して、1にリアリティがあるかどうか、リーズナブルかどうかという点は、基本問題委員会で議論するという事になっているはずですが、もしそこでリーズナブルでないという結論が出て、最終的な選択から外れるということになれば、自動的にここでもそれは選択肢としては入れないということになるということのはずです。したがってこの問題は基本問題委員会にお任せするのが自然だと思います。

ただ、そのときに基本問題委員会よりもこちらにアドバンテージがあるところがあるかもしれない。例えば、原子力発電比率が35%の方は山地委員が自分の頭の中で具体的に新設だとか、稼働状況とかの想定する姿があるとおっしゃっているので、それを基本問題委員会の事務局がちゃんと聞いて、書き起こせばいいと思うのですが、他のシナリオについて、具体的に40年で止めるとすると、これぐらい増設しなければいけないか、この比率はそういうことを意味している等の情報を提示するのは意味があると思います。もちろんこれも向こうでやっていただいてもいいのですが、こっちでやるということもあり得ます。どれだけ新設を想定しないとその数字が出ないか客観的に示して、そんなことが本当にできると思いますか、そこまでやる気ですか、ということの基本問題委員会の場でも議論すべきだと指摘するのはいいと思います。それ以上のことは基本問題委員会にお任せするのがいいと思います。

それから、この原子力発電比率の2に関してです。委員会の席でも発言し、今でも気になっていることがあります。基本問題委員会で、2030年断面で原子力発電比率20%といった人の中には、黄色の線は明らかに下がってきているわけで、このままだんだん下がってくる、最終的にはゼロになるというイメージの人と20%ぐらいは維持すべきだ、この後横ばいだ、という人の両方がいるのです。もちろん2030年断面のところをこれを調べるのだから、どちらも同じで区別不要、という発想はまずいと思います。核燃料サイクルを考えると、30年以降の状況、プルトニウムの消費量の見通しを考えながら、2030年までのサイクルの計画を考える必要があります。2030年以降どうなるのかは、2030年までの政策を考える上でも無関係ではないはずですが。この2は、2つに分けて議論する意味はあると思いました。以上です。

○近藤議長 八木委員。

○八木委員 電気事業連合会の八木でございます。

2点、事業者としての決意と意見ということで申し上げたいと思います。私ども事業者としては、これは国の政策の下に、立地地域のご理解を得ながら、今、六ヶ所のサイクルの諸事業

を進めてきているわけですが、その中で六ヶ所の再処理工場、これはご承知のとおり主工程は既に完成しております、最終段階のガラス固化試験が残っている状態で、竣工まであと一歩のところという状況でありまして、先般、1月下旬にガラス溶融炉の熱上げ後に流下性が低下するという事象が見られましたけれども、その後、異物除去をいたしまして、ガラスの流量を確保し、熱上げを再開し、今週初めにはすべてのガラスの抜き出し作業まで終了いたしておりますので、一応ステップが進んでいるということで、今後私ども事業者としてはアクティブ試験の確実な実施、竣工後の安定的な運転を目指して、確実に取り組んでまいりたいという思いでございます。

一方、意見のほうでございますが、サイクル政策というのはいろいろありますけれども、我が国というのは資源が少ないという、そういう中でやはり資源を有効利用するという観点、そしてまた放射性廃棄物の発生量減少による環境への負荷軽減、そういう観点からこの使用済燃料を再処理して回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用するという基本方針が定められたと理解しておりますが、その重要性は不変ではないかと思っております。したがって、シナリオ検討がこれからいろいろ行われると思っておりますが、そうしたこともよく意識すれば、サイクル政策を堅持していくということが大事なことではないかと思っております。

また、先ほどのご議論の中でも5年間の長期間のwait and seeという話が出ましたけれども、例えばプルサーマル計画がはっきりしないからwait and seeをするんだというふうにも受け取りましたが、そういう政策の空白期間が逆に発生していくこと自体がそれこそ立地地域のご理解を得るための前提条件を欠いていくことになりますので、したがってサイクル政策というのは国としてきちんと位置づけた上で地域の理解を求めていくというふうなことをよく認識した上でご議論していただければありがたいと思っております。以上でございます。

○近藤議長 田中委員。

○田中委員 小委員会のメンバーでもあるんですが、昨日も発言したと絡むんですけれども、この3つのシナリオについて、評価していったら、廃棄物とか使用済燃料はどうなるか。そういう比較をするということは重要かと思っておりますが、松村委員の発言とも近いんですけれども、2030年段階での計算ができるとしても、その後どうなるのかについて結構重要な点があるかと思っております。それについて、もし可能だったら何らかの仮定も置いて、その辺の計算もやって全体としての量を見せて、実現可能性みたいなものを検討していくことも大事なかなと思しました。

○近藤議長 それでは、金子委員から。



○金子委員 松村先生の意見の後半の部分については、基本的に賛成なんですけれども、他の委員会が論理的に成り立たないことをやっているときにそれに従う必要は全くないと思います。というのは、19基しか残らない、40年廃炉を原則とした場合に新規建設は14基で済まないわけです。そうすると老朽した原発を動かせば、それはそれで福島事故を踏まえてないということになるので、同じ問題について脱原発依存という基本的な方向から外れてしまう問題が出てくることはきちんと数字的に出して指摘をしないといけないと私は思います。そういう意味では、後半の意見でまずはやらなければいけない。

それから、幅を持つということは当然なんです、その幅をどの幅で置くかは、既に存在している原発と耐用年数とそして老朽原発をどう動かすのか、動かさないのか、新增設をどうするのかという政策選択に依存して決まってくるわけで、そのときにあまりに無理な数字というのが基本的には選択の幅に入らないということをはっきりさせないとはいけません。数字が一人歩きしますと10年すればみんな忘れてしまうだろうというような考え方で、すごい幅の数字を提示してしまえば、それは国民的には反発を買う可能性もあるわけですから、基本的な枠組みをどう設定するかはきちんと数字的に検証した上でやるべきだと。そうすると、私は意見分類1を維持するのは非常に無茶なことをやらないと、かなりできない数字になっていて、それを無理やり設定することによって真ん中が上に上がってしまうという効果が非常に大きな問題になるので、現実的にどういう選択肢になっているかは、きちんと数字的に明らかにしないとこれはまずいと思います。客観的な根拠なしに、アバウトなシミュレーションだけやっても、それはもう科学者がやっている、あるいは技術者がやっているシミュレーションとはとても思われなような願望だけが入ったようなシミュレーションになってしまって、かえって説得力を失うだろうと。

それから、2番目は雇用の問題なんです、これは核燃料サイクルとは別途考えるべきだと思います。なぜかと言えば、既に7年間動いていて、減価償却、人件費が使われている、それは国民負担なんです。利用者の電気料金で賄われている。しかも福島県民に今賠償費用や除染が十分にやられていない状況で、原子力予算もそうですけれども、国民の電力料金の使い先がそういう形で存在しているということはやはり問題です。私も日本原燃をつぶしてそこで働いている人を全部放り出せということを行っているのではなくて、きちんとした核燃料サイクルとは別途切り離しながら、それをもし問題になるならばそれは議論するべきで、そのところは分けて考える必要があるというのが私の意見でございます。それは国民負担や福島の現状と考えたときに、1兆、2兆という金を注ぎ込んで、それでわずかの人間を確保するという、実

際にはわずかではないんですけれども、3,000とかという数になっていますから、大きいことは大きいんですけれども、それとは切り離さないと、やはり被害者の数も含めてたくさんおられますので、倫理的には許されないだろうと思います。だからと言って繰り返しますけれども、雇用を無視していいということではないということです。問題は別だということだと思います。

○近藤議長 浅岡委員。

○浅岡委員 まず、3-2の10ページ以下のところにつきましては、基本的に松村先生が言われたことを私は支持したいと思います。基本問題委員会が大変重要である。そのとおりだと思います。ただ、おとといの委員会で委員長はこの35%を「はい、残します」とおっしゃったんですけれども、この議論をそこで提起していただいた上ではないと思います。まだ最終まじめに間があると思うので、十分議論していただき、こちらでもやはり基本ベースとして提起していきたいと思います。それが1つであります。

それから、もう1つ、この政策大綱策定会議というある意味で原子力の基本政策の重要な役割を担うと、近藤委員長も自負されていると思うのですけれども、そこで今大事なことは、まず10ページのこの図でいきますと、まさに現在は限りなくゼロに近づいているわけで、その図がまず必要であります。そこからどれだけ立ち上がれるのか。このことの議論が必要、老朽原発が経年の影響を受けることはもう自明のことでありまして、私は政策大綱としてまず第一に議論すべきは、そういう経過時期を経まして、将来的に元に戻すことは不可能である。これはお認めいただいたほうがいいと思いますが、一定のレベルで維持をする。それは20%なのか、10%なのかはともかく、維持するということが望ましいという政策なのか、あるいは段階的にフェーズアウトしていく。最初に分けるべきはその2つの分け道であって、その次に維持していくとすれば、どれくらいの幅があるのか。10から20ぐらいなのか。というような元が26か28か、そんなようですから、その幅なのか。その議論が第2の議論。

フェーズアウトしていくときに、どれくらいのタイムスパンかということです。10年という人もいれば、30年ぐらいかけてという話もあるという、そのスパンで、その幅でどういふ影響があるのかという幅のシミュレーションをする。これが論理的な思考構造なのではないかと思うんですけれども、基本問題委員会の中でもそういう議論をやっておられて、それが政策に関わるから定性的な議論も一緒にやろうと言っているんですけれども、なかなかうまく仕分けができていないのではないかと。だから、私は意見分類1、2、3、4と書いていらっしゃる分け方ではなく、2段階でやっていけば、もっとイメージを共有ができるのではないかと思います。

それから、雇用の問題のところについては、温暖化でも一緒なのですけれども、エネルギーとか温暖化もエネルギーですけれども、基本的には大きな政策転換をせざるを得ない。温暖化ではどうしてもせざるを得ない。原子力もそうであって、そういう現実があるときに、そのトランジットの期間の雇用への影響はどの国でも考えることで、考えないという人はいないわけで、だからこそ長期的な見通しをしつつ、そこにどれだけどういってお金を使い、何を提供するのか、これをしっかり出していただく。オバマ大統領が大統領になってすぐ出してきたキャップ・アンド・トレードの法案はまさにそれがお金で組み込まれたものであったと思います。そういう議論をしていただきたい。

重ねて申しますが、先ほど山名先生が言われたことと、松村先生が言われたことでは、この意見分類1の35%がやはり全然違う解釈が示されているので、そこを曖昧にしたまま、この10ページ以下が進んで計算が回っていくというようなことは避けていただきたい。無理な話は無理だということと、それからこうあるべきという話の合理的な範囲、あるいは客観的にこうだという話、それぞれ仕分けをしながら整理をしていただきたいと思います。

○近藤議長 伴委員。

○伴委員 1点目は、私も松村委員の意見に同意します。基本問題委員会のところでの議論を受けたという方向というのがいいだろうというふうに思いますが、同時にそこで後藤課長も確認しましたように、20%というのが2つパターンがあるということですので、松村委員の意見は全くそうだと思いますので、ここではそれを2つのパターンに分けて計算をしてみるといいのかなというふうに思います。

それから、よく原発が止まると雇用がというんですけれども、本当にそうなのかというのがちょっと疑問で、廃炉という作業が何もしないで放置しておくわけではないわけですから、そういうところの雇用というのは当然生まれてくると思います。ですから、そこはもうちょっと冷静に議論してもいいのではないかと思います。

このエネルギーミックスの割合の話をするるとよく再生可能エネルギーにリアリティがないということを言われるんですが、浅岡委員が言われたように、今の状況で原子力発電所の立ち上げに本当にリアリティがあるのかということをもっと見るべきだと思うんですね。八木委員は、先ほど安全に万全を期してというんですけれども、これは3.11の前もずっと言っていたことで、結局、事故を起こしているわけで、同じような言葉を使っている、全然リアリティがないと思います。そういう原子力発電のほうのリアリティをちゃんと見ていかないといけないのではないかと思います。

wait and seeの5年というのは、これは計算を出すために5年というぐらいを見ておこうということで、そこを僕はあまり異論はないんですけども、あのときにも言いましたが、プルトニウムの余剰を持たないというのは大原則なんです。それが見えない段階であり、今度の核サミットでオバマ大統領はソウル大学で講演したそうで、そのときにプルトニウムの大量の余剰を持つ続けることは駄目だというふうなことを発言されているわけです。そのリアリティを見ていかないといけないというふうに思います。これは、期間とかなんとかという話とあまり連動しないかもしれませんが、しかし、その余剰を持たないということを重要な課題と対峙していかないと国際的な面での信用を失うし、ただ再処理をやっていくんだという話にはなっていないのではないかと思いますよ。

もう1つだけ、これは八木委員に確認したいんですけども、国の政策に従って民間事業として再処理はやっていきますというんですが、文字通り再処理を民間事業としてやっていくという決意ということであれば、金子委員がずっと主張されているように、本当にこの福島原発事故で東電が事実上経営破たんしているような状況の中で、やり続けられるんですかということについて確認したいということと、国の政策が今見直しということになっているんですが、変わった場合に、それに対応して変えていくんですか、それとも民間の事業なんだから、民間で責任を持って、あるいは民間で判断をしてやっていきますということなのか、確認したいと思います。

○近藤議長 南雲委員。

○南雲委員 先の私の発言以降、雇用についてのご発言が幾つかありましたので、再度発言させていただきます。先ほど私が申し上げたのは、国の政策を変更するときには、例えば六ヶ所には日本全国からそこに家族を連れて、そこに持家をつくってその政策のために業務を遂行してきているメンバーがいるということも考えるべきであるということです。核燃料サイクルの処理のあり方をどうするかという議論が本会議で決まった場合、雇用や地域への影響は別に論議しなさいということにならないということを私は申し上げております。別の場で議論する場合には、それは一体どこで議論をするのでしょうか。例えば原子力は明日から止めますと言ったときに、そこで働いている人たちは明日からどうするのですか。先ほど申し上げましたように、変化が急激であれば、地域にも影響は多く、そこで働いている者への影響も大きい。政策変更の際にはそういうことも正しく考慮すべきであるということを申し上げたのであり、ぜひそのことは誤解なきようお願いをしたいと思います。

○近藤議長 それでは、金子委員。もう一言ですか。

○金子委員 計画から20年たっている事業で建設費が7,600億円から2兆2,000億円まで膨らんで行って、そのうえ動かない状態で積立金が1兆6,000億円も取り崩されている状態というのを考えないといけません。普通の民間企業であれば、5年も動かないような事業は特別損失を出して処理するものなんですね。それが長続きすると、ダムの建設も似ているんですけども、永遠に雇用の問題で政策が転換できなくなってしまう可能性があるわけです。そうすると後に行けばいくほど傷が深くなっていってしまう。だとすれば早い段階で、おっしゃるとおり雇用をきちんと考えるということは大事だということは認めた上で、きちんと国民負担であると、2兆も3兆も、この国の財政の状況を考えたときに使うような余地はないわけですよね、動かないものに。そういうこともきちんと考えながら、バランスのとれた政策を選択していくということが大事なんだろうということだと思います。

○近藤議長 八木委員。

○八木委員 今、伴委員からのご質問がございましたのでお答え申し上げたいと思いますけれども、福島事故によって、本当に地域の皆様に大変なご迷惑をおかけしておりますことはこれは大変申し訳なく思っております、原子力の損害賠償がきちんと適切に行われていくということは非常に大事なことで思っております。

そういう意味で、原子力を民間でやっていく上で、こうした事故も踏まえて今回、損害賠償支援機構のスキームが創設されておまして、相互扶助の仕組みということで我々事業者も一般負担金の拠出を応分に負担していくという仕組みができております。そうした中で、国におかれましても、我々もこれまでやはりこの原子力というのは、国策民営という位置づけの中で実施してきた中で、改めて国と事業者の責任のあり方、役割分担というのはこの機構法案におきましても、2年後に位置づけをしっかりと見直しするということがございます。したがって、我々としてはそのような動向を見ながら対応してまいりたいと思いますが、我々自身として、しっかりと安全を確保しながら、原子力事業をやっていくという、そういう気持ちには全く変わりはありません。以上でございます。

○近藤議長 それでは、鈴木座長、総括を。

○鈴木（達）委員 いろいろご意見いただいたんで、まずは松村委員のおっしゃったことが大前提で、我々原子力比率のこの数値は基本問題委員会の数値を使うということを前提にしております。ただ、ご議論があることはよくわかりましたので、ここで止めるわけにはいかない、検討小委員会といたしましては、最終的には核燃料サイクルの選択肢の提示というのが我々のミッションですので、そのための材料として何らかの計算をせざるを得ないので、それだけは

作業としては進めなければいけないということなので、ちょっと今日、確認なんですけど、昨日の検討小委員会で次回までにまず計算をするということについては、合意させていただいたので、この比率そのものについてご議論があるということは前提の上で、計算を始めてよろしいですかということをご確認したいんです。それでないと時間が、何も計算しないと、議論の材料が出せないということなので、それだけちょっと確認したいので、いかがでしょうか。

○近藤議長 それについては。

○浅岡委員 私はそのように聞こえましたから申し上げたんですが、私は賛成いたしかねます。山地先生がR I T Eの理事長であることもあってよくご意見を拝聴いたしておりますが、35というのは、山地先生自身がとてもリアリティがないということをおっしゃっているわけですね。現実には下がるとおっしゃっている最もよく事情がおわかりになった方が言われているのに、なおこれを前提にすることは、とても無駄なお金を使い、時間を使い、また後々混乱をもたらすと思います。

○近藤議長 山地委員。

○山地委員 ご経験があると思いますが、新聞記事、インタビュー記事というのはなかなか正確に表現してもらうのは難しい。2030年断面ではいろいろな可能性がある、そういう話はもちろんしましたけれども、私はちょっと記事をきちんと確認してないんですけれども、必ず今から下がると覚悟しなければいけないと、「必ず」のような表現をとった思いはありません。我々は不確実性に直面しているので、幅で考えるということだと思います。

○近藤議長 小委員会としての作業計画をご説明いただいたんですが、私はこの作業はマクロモデルを回すよりはレイバー・インテンシブではないと思っていますので、そこはいろいろ対応可能かと思いますが、しかし原則的にこれでやって、今日のご意見も踏まえて、センシティブティ・スタディということはあると思います。ですから、さっき座長がまとめられたようにご意見があることを承知しつつということであるとすれば、私はこのようなことでやっていただくべきだというふうに思いますが、浅岡委員のようなご意見があるということは認識しつつということで、作業を進めていただければと思います。

○浅岡委員 私は、なぜこの数字を使うのか理解ができないということをお聞きします。

○近藤議長 よろしゅうございますね。それでは、そのようにさせていただきます。

○鈴木（達）委員 定量評価の持っている意味についてもちょっと誤解があるような気がします。我々、検討小委員会の数値が大綱策定会議の前提になるわけではなくて、我々は核燃料サ

イクルの将来の可能性の評価のために数値を見たいということですので、そのためにできるだけ幅を広げてみる。2030年以降についてのご議論は、昨日、実はあまりできなかったのですが、これについては我々はエネルギー基本問題委員会は、2030年までなんです、我々は計算としてはやってみる。あくまでも参考データとして検討小委員会では出すことはできると思いますので、それは検討小委員会のほうでもう一度議論させていただいて、2030年以降の可能性については、参考資料として計算することはできると思いますので、それは検討させていただきます。以上です。

○近藤議長 私どもも、いろいろご意見がありましたし、いまもあるわけけれども、ある意味では「えいや」で、「えいや」と言うともたどこかで近藤が「えいや」と言ったと新聞記事が出るので、あまり使いたくないですけども、そのいろいろな意見は1、2、3、4とこのぐらいの範囲に分布していますねということを確認して、作業を進めてきているわけですが、基本問題委員会も、そういう作業をする方向に転がってきているというふうに私は勝手に自賛しています。そして、核燃料サイクルの処理を計算するということになると、2030年のスナップショットというのではいかんのであって、時間的な動きに関する線を引かなければならないということで、線を引いてみると、浅岡委員、金子委員がご指摘されるように、実はもっとバリエーションがあるということと、ある線の引き方にはリアリティの問題があるなということに気づかれたと。それで、この線を実はもっと変えたほうがいいのかというご提案をいただいたということだと思います。こういう大胆な割り切りで線を引いたりして計算してみたりして、それを見ながらまた考えがいろいろ生まれるところ、それを詰めていって政策のパッケージにまとめていくことがこれからも続くと思います。書生っぽいかもしれませんが、大胆に日本の将来にとってどういう可能性を追求するべきかという点から、例えば2030年という断面について、こんな絵姿を実現するべきというものをいつか用意して、それについてさまざまな総合評価をするために計算もしてみる、その上で、これがよいとなったが、現在から将来、そこにいくのに、こんな困難があると分かった時には、それを実現するとしたら、こういう政策パッケージを用意しなければ無理ですねということ、その案につけて出す。そうして、それらを比較衡量して選択していくことになるのかなというふうに思っておりますので、プロセスであるということ、いつもご理解いただきながら、そのプロセスにおいて総合的な視点が書けることになるようにぜひご発言いただくということが私の希望です。

金子委員、どうぞ。

○金子委員 一言だけ申し上げたいんですけども、35%はとにかくリアリティがないです。

そのことを前提にして計算をしていただくのは構いません。リアリティが全くないです。19基しか残らない状況で、30%以上維持するなんていうのは、べらぼうに新設するか、ほとんど老朽原発を動かし続けるかどっちかしかないですから、それはリアリティがないという前提で、こういうケースもあるという抽象的なシミュレーションとしてやっていただくのは構わないけれども、そのことはしっかり断っていただかないと、数字が独り歩きするというのを私は恐れているということです。

○近藤議長 繰り返しになりますが、基本問題検討委員会としてはそれがこの国にとってあらまほしきとすれば、それを実現させるための政策をパッケージで国民に提示するのは彼らの仕事か我々の仕事になるはず。そここのところは作業プロセスにあるべしと、リアリティチェックをする機会が当然ある、而して、それを実現させるとすればこういう政策がと提言する機会もあるんだと思いますけれども。

○金子委員 向こうがリアリティチェックするのでしょうか。子どもでもわかる、原発の経過年数と状態を見れば、数字的にすぐわかることなので、それは向こうがどう考えるかは別にして、ちゃんと判断したほうがいいです。それは頭がないのと同じになりますから。

○近藤議長 我々がリアリティあらしめるにはどうしたらいいかということを経験委員にご提案をいただくこともある。そういう局面もあるということです、申し上げたいことは。

○浅岡委員 今日は、もう時間になってしまいましたけれども、意見分類1は発電量に対する割合ですか。設備容量についての割合ですか。そこは、事務局案として明らかにしておいていただきたいと思います。

それから、もう1点、今、近藤委員長が繰り返しおっしゃられましたけれども、リアリティのないものをあるようにしていくための政策課題を考えるのが仕事だと、リアリティのないもの、政策という案だということは意見分類1のことをおっしゃっているんですか。そのことでは意見分類1が、我々はリアリティがないと言っているのに、それをリアリティあるようにしていく政策をこれから考えるというために、こういう調査をすると、計算もすると聞こえましたがけれども、そうであれば、ないのであればそのことを明らかにしておいてください。

○近藤議長 2030年の断面でこういう絵姿を我々は追及すべきだということを国民に問うとしたら、当然のことながらそれはフィージブルな解にして、提示しなければいかん責任がありますということを申し上げただけです。

○浅岡委員 もう1つ、とても基本的な事実ですけれども、意見分類1の基礎は何ですか。分母は何ですか。それだけを明らかにしてください。事務局から提示しているものは何ですか。



○中村参事官 ご説明申し上げます。先ほどの資料3-2をごらんいただきたいと思います。11ページをごらんください。先ほどの後藤課長からの説明にもありましたけれども、基本問題委員会では、発電電力量、それは具体的には販売量とそれから自家発電も含めてとおっしゃっていましたが、総発電電力量で書いてございます。私どものこの資料では総需要と書いてございます。それで1兆としております。それに対して原子力比率を35とか、20というふうに設定しております。

○浅岡委員 設備容量という趣旨ではないということによろしいですね。

○中村参事官 ご説明申し上げます。総発電電力量があり、原子力比率があり、それで設備利用率を掛けることによって、一番右側のところに設備容量を出しており、これを仮定してこれからさらに計算することになります。

○近藤議長 それでは、ちょっと時間が、今日はもう12時を過ぎてしまいましたので、最後の資料が残ってしまいましたが、ここで切りましょうか。

1分で説明する。

○中村参事官 今後の重要政策課題については、毎回改定して資料として出させていただいております。本日も資料第4-1号と4-2号として出しております。4-2号が見え消し版になっておりますので、こちらでご説明申し上げます。前回ご議論いただいたときに、これまでにあった議論で抜け落ちているものがたくさんあるじゃないかというご指摘がありました。それでこれまでのご意見をもう一度洗いざらい探してみて、抜けているものを追加した部分がこの赤い字の部分でございます。たくさん漏れがありまして申し訳ございませんでした。

その上で、意見についてはそれぞれの発言者の名前を入れたというのが主な改正点になってございます。さらに、名前が入っておりますので、委員の先生方に表現が正確かどうかを確認したところ、事務局のまとめ方が正確ではないというところもありまして、それを一部直しているところがございます。以上でございます。

○近藤議長 それから、参考資料2がございますが、これも1分で、事務局、説明できますか。

○中村参事官 ご説明申し上げます。参考資料2でございます。原子力委員会は、先週土曜日でしたが、3月24日に福島県郡山市におきまして、福島第一原子力発電所における中長期措置について、以前委員会で報告書を取りまとめたことがありまして、その中で地元の方々のご意見を聞きながら物事を進めなさいという提言をしたわけでございますけれども、それでは自分たち自身が意見を聞いてみようということでご意見を聞く会、中期長期措置に関するご意見を聞く会を開催したところでございます。その結果をまとめたのが資料でござい

ます。本日お配りしました訳は、特に2ページ目の後半以降をごらんいただきたいんですけども、当日は、中長期措置に関する意見はもちろんですけども、中長期措置以外についてもさまざまな意見がそのときに発言がございました。このご意見についても先生方にお示しをして、今後のご審議に役立てていただければということで資料を提示しているものでございます。以上です。

○近藤議長 この会議につきましては、1つは周知の期間が短かったということがありましたことと、それからテーマが難しいというか、このことに関するのがなかなか発言しにくいなということで、ほかのことを話していいかという問い合わせをいただくほどになかなか難しかったのかなということ等があり、結果として、そこにありますように参加者が大変少なかった。私どもの予想よりはるかに少なかったということと、ご発言の希望者もまた10名程度ということでありまして、事務局的にはやらせ問題とかということ、ビビって広報を一生懸命やらなかった、一生懸命というのは悪いですけども、一生懸命やったんですけども、難しかったと思います。ちょっといろいろと反省事項が多々あるというふうに思っております。ただ、この2ページ、3ページにありますようなことで、中長期そのものというよりは、現在の福島の抱えている問題について、ご発言をたくさんいただきましたので、政府としてこの場合は園田大臣政務官にご出席を賜ったんですけども、政府として国、県、市町村、そういうレベルでさまざまな取組について個別説明会等をやっているわけではありますが、こういう格好で意見を聞くということは、初めてのことだったということで、その重要性についてのご認識もいただけたかと思っております。ですから、これを今後どうするかということについて、原子力委員会がこういう幅広でご意見を聴ける場をつくれるという意味で、役割を果たすことがあるとすれば、私どもが引き続きやっていくのがいいのかなと思ったりして、皆さんと相談しながら、福島の皆様に対する心持ちを踏まえた取組を今後とも進めていきたいなと思っているところです。

この席には金子委員もいらしておられて、今日も金子委員から厳しいコメントをいただいていますので、参考にさせていただければと思います。これについては、ご説明はこれだけにしておきます。

それでは、今日は時間を超過いたしまして、大変申し訳ございませんでした。

○浅岡委員 前回もそうでしたけれども、資料4-1、2とまとめていただいて、それに対してこちらが意見を申し上げても、今日も出しておりまして議論すべき点があるということをお伝えしておりますけれども、いつもその議論がないまま、何か整理していたようになる。これ

は議論の進め方としてやはり適切ではないと思います。やはりここで政策大綱、原子力の政策を議論するというのであれば、それにふさわしく、やはり議論の機会、時間をちゃんと論点としても挙げてとっていただきますように、次回の運営をよろしくお願いいたします。

○近藤議長 よくわかります。テーマごとに意見を分類して整理しておいてあるだけでも、これから次にまたこの中の特定のテーマについて、ご議論いただく時間をこれから持つていくつもりでございます。

それでは、これで終わってよろしゅうございますか。

それでは、事務局から。

○吉野企画官 本日の議事録に関しましては、委員の方々にご確認の上、公表する予定としております。

次回の日程及び会場でございますが、追ってご案内とさせていただきますたく存じます。

最後ですが、プレス関係者と近藤議長の質疑応答時間をこの後に用意しております。以上でございます。

○近藤議長 皆様には、時間を超過しまして大変申し訳ありません。ご熱心な議論をいただきましてありがとうございました。これで終わります。

午後0時15分 閉会